

# GIFU

# HOZEN

岐阜保全協会報

2004 / 第58号

平成16年4月15日発行

題字：梶原拓岐岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

行政ニュース	重電機器等から微量のPCBが検出された事案 について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 1
	OFケーブルから微量のPCBが検出された事案 について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 8
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解釈上の疑義 について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 24
	岐阜市自然環境の保全に関する条例の制定について	岐阜市人・自然共生部みどり自然室 … 25

地域振興局だより	「ぎふ地球環境塾」の紹介	岐阜県西濃地域振興局環境課 … 35
----------	--------------	--------------------

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策	白川町長 今井良博 … 37
		国府町長 北村喜治 … 38

協会だより	第29回通常総会開催	39
	産業廃棄物業務功労者表彰	40
	第6回理事会 各委員会開催	41
	平成16年事業計画	43
	第3回中部地域協議会専務理事会義開催	45
	平成15年度中部地域協議会開催	45
	安全衛生規程等集団説明会開催	45
	静岡県医療廃棄物部会に出席	45
	全国正会員会長・理事長会議開催	45
	水環境づくり推進委員会設立会議開催	45
	自動車リサイクル法(解体業・破砕業)説明会開催	46
	東海ブロック園芸用使用済プラスチック適正処理推進協議会 現地研修会開催	46
	財地球環境村ぎふ第6回理事会開催	46
	平成15年度1月～3月までの産業廃棄物処理関係各種講習会開催結果報告	46
お知らせ	新規加入会員の紹介	47
	平成16年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する 講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程	48
	2005年春「花フェスタ2005ぎふ」開催	49
	びわ湖環境ビジネスメッセ2004出展の案内	50
	岐阜県・岐阜市人事異動(関係分)	51
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	54	

#### 表紙写真 「池が原湿原」

富山県に近い飛騨市宮川町、池が原湿原の群生地にて。あまり知られてはいない岐阜県一の水芭蕉だと思えます。

(日本風景写真協会 二村岩夫)

## 重電機器等から微量のPCBが検出された事案について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

環境省から下記により通知がありましたので、お知らせします。

環廃産発第040217005号

平成16年2月17日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長

## 重電機器等から微量のPCBが検出された事案について

廃棄物行政の推進については、日頃、ご尽力いただき感謝申し上げます。

標記については、平成15年11月26日付け環廃産発第031126009号及び平成16年2月17日付け環廃産発第040217003号により、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところによる他、微量のPCBの混入の可能性を完全には否定できないとされる変圧器等の重電機器及びOFケーブル（以下、「重電機器等」という。）が廃棄物となった場合等の廃棄物処理法及びPCB特別措置法の取扱いについては、下記によることとします。

このため、今般、当職より（社）全国産業廃棄物連合会に対して別添のとおり要請し、従前より、環境省及び経済産業省から（社）日本電機工業会等に対して、関係事業者への情報提供を要請していることと合わせ、関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する情報提供を推進しているところです。

貴職におかれましては、本件に係る情報及び本件に係る重電機器等が廃棄物となった場合の取扱いについて、引き続き関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方よろしく願います。

## 記

1. 産業廃棄物処理業者にあつては、事業者から廃重電機器等の処分を受託しようとする場合には、あらかじめ当該事業者に対して、PCB混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。当該廃重電機器等について、PCBの混入が確認された場合には、PCB廃棄物として適正に処分することができる者以外、処分を受託してはならないものであること。
2. 廃油もしくは金属くず等廃重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、産業廃棄物処理業者にあつては、事業者に対し、その経歴を確認し、廃重電機器等由来であれば、1. のとおりPCB混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。
3. 廃重電機器等について、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、当該廃重電機器等は、PCB廃棄物に該当しないものであること。
4. 分析のために試料を採取し、これを運ぶ場合、廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けないものであること。なお、分析のための試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に余った試料は、事業者に戻却することとされたいこと。

環廃産発第040217004号

平成16年2月17日

社団法人全国産業廃棄物連合会長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長



重電機器等から微量のPCBが検出された事案について

廃棄物行政の推進については、日頃、ご協力いただき感謝申し上げます。

先般、環境省の重電機器及びOFケーブル（以下「重電機器等」という。）への微量PCBの混入可能性に関する調査結果について（社）日本電機工業会及び経済産業省から報告を受けました。その内容は、別添のとおりです。

本報告によれば、重電機器等のメーカーを中心とした調査範囲の中では、微量PCBの混入可能性について明確な原因究明に至らなかったことから、環境省は、経済産業省とともに「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置して、重電機器等への微量PCBの混入について原因究明を進めるとともに、このような重電機器等を中心とした低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向を検討することとしています。

また、都道府県等に対しては、これら重電機器等が廃棄物となった場合の取り扱いについて平成15年11月26日付け環廃産発第031126009号及び平成16年2月17日付け環廃産発第040217005号により通知しているところです。

貴会におかれましては、本件に係る重電機器等が廃棄物となった場合の取り扱いについて、貴会会員企業に対して、下記のとおり周知頂きますようよろしくお願いいたします。

記

1. 重電機器等を使用している事業者から、廃重電機器等の処分を受託しようとする場合には、あらかじめ当該事業者に対しPCB混入の可能性の有無について確認すること。
2. 廃重電機器等についてPCBの混入が確認された場合には、PCB廃棄物として適正に処分することができる者以外、処分を受託してはならないこと。この際、当該廃重電機器等の処分を委託しようとする事業者に対し、廃棄物処理法第12条に基づき、PCB廃棄物として適正に保管等の処理を行わなければならない他、PCB特別措置法第8条に基づき都道府県知事又は保健所設置市長に対して保管等の届出をしなければならないものである旨、情報提供頂きたいこと。
3. 廃油もしくは、金属くず等廃重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、その経歴を確認し、廃重電機器等由来のものであれば、1. のとおりPCB混入の可能性の有無について確認すること。

環廃産発第031126008号

平成15年11月26日

社団法人 日本電機工業会  
会長 谷口 一郎 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



## 変圧器等の微量PCB検出に関する情報提供等について

先般、貴会から変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査結果について報告を受けたところですが、当該調査の範囲では明確な原因究明には至らなかったことから、環境省は、経済産業省とともに「低濃度PCB汚染物対策検討委員会（仮称）」（以下、「委員会」という。）を設置して、変圧器等への微量PCBの混入について原因究明を進めるとともに、このような変圧器等を中心とした低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向を検討することとしています。

貴会に対しては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特措法」という。）」第15条の規定に基づき、平成14年7月12日付け環廃産第393号により、変圧器等の微量PCB検出に関する調査及び情報提供について協力を要請しているところですが、引き続き、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進のため、下記のとおり、変圧器等のユーザーに対する情報提供等及び委員会の検討に必要な各種データの提供、調査等について協力を要請します。

## 記

1. 変圧器等のユーザーに対して、次のとおり情報提供及び助言を行うこと。
  - (1) 変圧器等についてPCBの混入の有無をユーザーが判断できるよう、的確な情報提供を行うこと。
  - (2) 変圧器等についてPCBの混入が確認された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づきPCB廃棄物として適正に保管するとともに、「PCB特措法」に基づき保管等の届出をしなければならない旨、助言を行うこと。
  - (3) PCBの混入の可能性が完全には否定できないとされる変圧器等については、PCBが含有しないことが確認されるまでの間は、PCB廃棄物と同様に適正な保管を行うことが適切である旨、助言を行うこと。
2. 変圧器等のユーザーからの問い合わせ等に対する窓口を設置するなど、的確かつ迅速な情報提供を行うための体制を確保すること。
3. 委員会における原因究明等の検討に必要な各種データの提供及び調査等を行うこと。

経済産業省

平成 15・11・25 製局第 1 号

平成 15 年 11 月 26 日

社団法人日本電機工業会  
会長 谷口 一郎 殿

経済産業省製造産業局長 北村 俊昭



低濃度PCB汚染物に係る原因究明調査等への協力要請について

「変圧器等への微量 PCB の混入可能性に関する調査」に関し、貴会及び貴会会員企業からの最終報告書の提出を受け、当省及び環境省では、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進のため、更なる原因究明調査を実施すべく第三者による検討委員会を発足し、電気絶縁油に関するライフサイクル全体について網羅的に検討することといたしました。

つきましては、貴会及び貴会会員企業に対し、次の事項について要請します。

1. 電気絶縁油に関するライフサイクルに関与する事業者として、当該第三者検討委員会による調査に協力すること。
2. 引き続き、重電機器からの PCB 検出に係る事実関係及びユーザーが留意すべき事項について、ユーザーに対して十分な情報提供を行うこと。
3. 重電機器製造に当たっては、PCB 等有害物質が混在しないことを確認した上で行うこと。

## 経済産業省

15保電安第25号

平成15年11月26日

別記1 あて

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課長 名

件 名

平成15年11月21日付けで社団法人日本電機工業会及び機器メーカーから「変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査結果」(別添1)が当省に報告されましたので、同調査結果を送付します。

つきましては、微量のPCB混入の可能性が完全には否定できない絶縁油を使用している電気機械器具の設置者を含めた関係者に対し、同調査結果の内容及び平成14年7月12日付け平成14・07・11 原院第1号(NISA-237a-02-1)(別添2)について、周知徹底いただくようお願いします。

## 別記1

財団法人北海道電気保安協会	理事長	坂本 裕郷
財団法人東北電気保安協会	理事長	濱田 敏克
財団法人関東電気保安協会	理事長	石毛 克政
財団法人中部電気保安協会	理事長	望月 秀俣
財団法人北陸電気保安協会	理事長	小又 幸進
財団法人近畿電気保安協会	理事長	長屋 誠一
財団法人中国電気保安協会	理事長	今村 匡秀
財団法人四国電気保安協会	理事長	金谷 嘉博
財団法人九州電気保安協会	理事長	肥前 洋一
財団法人沖縄電気保安協会	理事長	川崎 修
全国電気管理技術者協会連合会	会長	粕谷 茂
社団法人日本電気技術者協会	会長	児玉 勝臣
全日本電気工事工業組合連合会	会長	徳住 一郎
社団法人日本電設工業協会	会長	平井 貞雄
大口自家発電設備施設者懇話会	理事長	石黒 伸一
共同火力発電事業者会	会長	新炉 保雄
公営電気事業経営者会議	会長	小寺 弘之

以上

経済産業省

15保電安第25号  
平成15年11月26日

別記2 あて

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課長 名

件 名

平成15年11月21日付けで社団法人日本電機工業会及び機器メーカーから「変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査結果」(別添1)が当省に報告されましたので、同調査結果を送付します。

つきましては、平成14年7月12日付け平成14・07・11原院第1号(NISA-237a-02-1)(別添2)について、改めてその主旨を踏まえた対応をとるよう求めます。

別記2

北海道電力株式会社	取締役社長	南山 英雄
東北電力株式会社	取締役社長	幕田 圭一
東京電力株式会社	取締役社長	勝俣 恒久
中部電力株式会社	取締役社長	川口 文夫
北陸電力株式会社	取締役社長	新木 富士雄
関西電力株式会社	取締役社長	藤 洋作
中国電力株式会社	取締役社長	白倉 茂生
四国電力株式会社	取締役社長	大西 淳
九州電力株式会社	代表取締役社長	松尾 新吾
沖縄電力株式会社	代表取締役社長	仲井真 弘多
電源開発株式会社	取締役社長	中垣 喜彦
日本原子力発電株式会社	取締役社長	鷺見 禎彦

以上

(別添2)

経済産業省

平成14・07・11 原院第1号

平成14年7月12日

**微量のポリ塩化ビフェニル(PCB)混入の可能性が否定できない  
変圧器等電機機器具に係る対応について**

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-237a-02-1

今般、社団法人日本電機工業会より、一部の変圧器等の電気機械器具に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニル(PCB)が混入している可能性が完全には否定できない旨、経済産業省へ報告された。これを踏まえ、原子力安全・保安院は、微量のPCBが混入している可能性を完全には否定できない絶縁油を使用している電気機械器具に係る電気事業法の取扱いについて、当該電気機械器具の設置者に対し、以下の対応を求めることとする。

1. 変圧器等の電気機械器具を製造している企業等から提供される変圧器等へのPCB混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機械器具を製造した企業に対して、PCB混入の可能性の有無について確認すること。
2. PCBを含有する絶縁油を使用している電気機械器具を設置していることが判明した場合には、電気関係報告規則(昭和40年6月15日通商産業省令第54号)第4条15号の2に基づき報告するとともに、電気の使用や供給に大きな支障が生じない範囲で、PCB廃棄物の処理体制等も踏まえ、当該電気機械器具の使用を計画的に中止すること。

## OFケーブルから微量のPCBが検出された事案について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

環境省から下記により通知がありましたので、お知らせします。

環廃産発第040217003号

平成16年2月17日

各都道府県知事・政令市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

OFケーブルから微量のPCBが検出された事案について



廃棄物行政の推進については、日頃、ご尽力いただき感謝申し上げます。

先般、環境省は、経済産業省より、一部のOF (Oil Filled) ケーブル (絶縁油を用いる地中送電線) 設備中のケーブル絶縁油から微量のPCBの検出事例があったこと等の情報提供を受けました。

これを受けて、環境省では、経済産業省と共同して昨年末に設置した「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」において、変圧器等の重電機器と合わせて、原因究明、処理の基本的方向等の検討を行うこととしています。

当面の対応として、経済産業省からは、OFケーブルメーカー等9社に対して別添1のとおり要請しています。また、同原子力安全・保安院において、微量のPCBが混入している可能性を完全には否定できないOFケーブルに係る電気事業法の取扱いについて、別添2のとおり決定し、各経済産業局等 (別記1) へ通知している他、電気保安協会等 (別記2) に対してOFケーブルの設置者を含めた関係者への周知及び注意喚起を図るよう依頼し、電力会社等 (別記3) に対して適切な対応を図るよう要請しているところです。

環境省では、これらを踏まえ、微量のPCBの混入の可能性を完全には否定できないとされるOFケーブルが廃棄物となった場合等の廃棄物処理法及びPCB特別措置法の取扱いについては、先の変圧器等の重電機器の場合同様、下記によることとします。

つきましては、貴職におかれましては、本件に係る情報及び本件に係るOFケーブルが廃棄物となった場合の取扱いについて、関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方よろしくお願いします。

### 記

1. OFケーブルを使用している事業者にあつては、OFケーブルの使用を終え、廃棄しようとする場合には、OFケーブルメーカーから提供されるOFケーブルへのPCB混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該廃OFケーブルのメーカーに対して、PCB混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。
2. 廃棄しようとするOFケーブルについてPCBの混入が確認された場合には、事業者にあつては、廃棄物処理法第12条に基づき、PCB廃棄物として適正に保管等の処理を行わなければならないほか、当該事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないものであること。また、PCB特別措置法第8条に基づき都道府県知事又は保健所設置市長に対して保管等の届出をしなければならないものであること。
3. OFケーブルメーカーからの情報により、微量のPCBの混入の可能性を完全には否定できないとされるOFケーブルを廃棄しようとする場合には、事業者にあつては、PCBが含有しないことが確認されるまでの間は、当該廃OFケーブルをPCB廃棄物と同様に適正に保管することとされたいこと。PCB含有の確認については、当該廃OFケーブルのメーカーに対して問い合わせることが考えられること。

参考

OFケーブル設備からの微量PCB検出と  
その対応について  
【概要版】

平成16年2月12日

古河電気工業株式会社  
住友電気工業株式会社  
株式会社フジクラ  
日立電線株式会社  
三菱電線工業株式会社  
昭和電線電纜株式会社  
株式会社ビスキャス  
株式会社ジェイ・パワーシステムズ  
株式会社エクシム

## 1. はじめに

平成14年12月より、国内電力会社においてOF(Oil Filled=絶縁油入り)ケーブル設備中のケーブル絶縁油へのPCB混入の有無の分析が行われ、その結果、分析の行われた一部のOFケーブル設備のケーブル絶縁油から微量PCBの検出事例があることが判明しました。微量PCB混入の多くの事例は、昭和30年代から昭和50(1975)年までの間に施工されたOFケーブル設備の一部に見られます。このことは、PCB使用規制(通産省(当時)の行政指導(昭和47年)、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律によるPCBの事実上の製造・使用等の禁止(昭和49年)、電気事業法に基づくPCBを含有する絶縁油を使用する電気機器の回路への施設の禁止(昭和51年))以前に受け入れたケーブル絶縁油中への微量PCBの混入を意味するものと推定されます。一方、PCBはその特性から地中送電線に使用されるOFケーブル絶縁油としては不相当であり、OFケーブルメーカーはPCBを使用したことはなく、その混入は当然ないものと理解しておりました。

しかしながらかかる現状に鑑みて、OFケーブルメーカーとして今後のPCB拡散の未然防止等に資するため、OFケーブル設備への微量PCB混入の実態、その原因、ユーザへの情報提供等の対応方法等について、電力会社に協力する形で各種調査、検討を行うとともに、PCB拡散防止対策を進めて参りました。

ここでは、一連の検討結果と対応方法について取りまとめを行い、OFケーブル設備を保有するユーザへの遅滞なき情報の開示と今後の対応についてのご理解を賜ることを目的として、現在の状況について報告を行うものであります。

注)OFケーブル設備の製造、施工を行ったOFケーブルメーカー各社は現在、協業による効率化のため、本件関連事業の全部又は一部を統合、移管しており、現在の対応窓口は、以下の通りとなっております。

製造、施工社	対応窓口社
古河電気工業㈱	㈱ビスキャス
㈱フジクラ	
住友電気工業㈱	㈱ジェイ・パワーシステムズ
日立電線㈱	
三菱電線工業㈱	㈱エクシム
昭和電線電纜㈱	

## 2. OFケーブル設備の概要及び製造・施工工程等の概要

### 2-1 OFケーブル設備(OFケーブル設備の概要は図2-1を参照)

電力の送電・配電線系統においては、OFケーブル設備は図2-1に示す箇所(黄色の部分)の66kV以上の地中送電設備としてもっぱら使われております。後述しますように、OFケーブル設備は地下の専用トンネルや管路内に布設され、一般公衆が直接触れうるものではありません。また、鉄塔や電柱上の架空布設で用いられることもありません。

このようなOFケーブル設備の構成概要を図2-2に示します。

OFケーブル設備は一般に、OFケーブル本体と中間接続部、および他の送電線系統と接続する終端接続部、OFケーブル内にケーブル絶縁油を供給・加圧する給油装置(油槽+バルブパネル)で構成されております。

OFケーブル設備に使用されているケーブル絶縁油は、大別すると次のとおりです。

絶縁油 { 鉱油(JIS C 2320の1種1号)【主に66~77kVのOFケーブルに使用】  
 アルキルベンゼン系合成油(JIS C 2320の2種1号)  
 【昭和40年代以降の154kV以上のOFケーブルに使用】

なお、OFケーブルメーカーにおいては、ケーブル絶縁油は一貫して新油のみを使用しております。

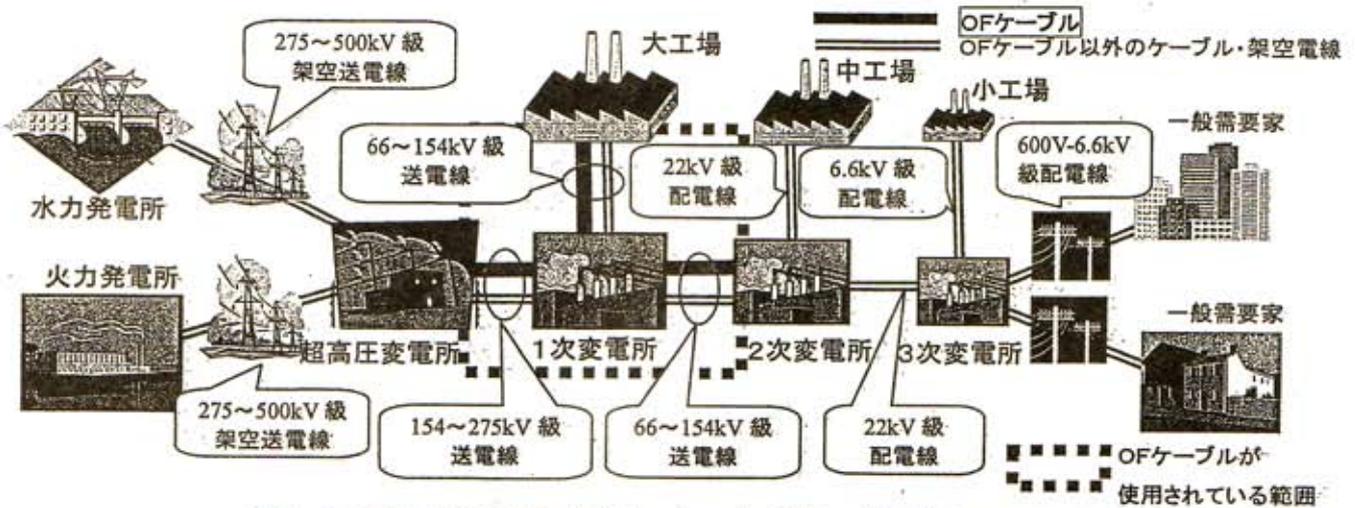


図2-1 送電・配電系統におけるOFケーブル設備の使用箇所のイメージ

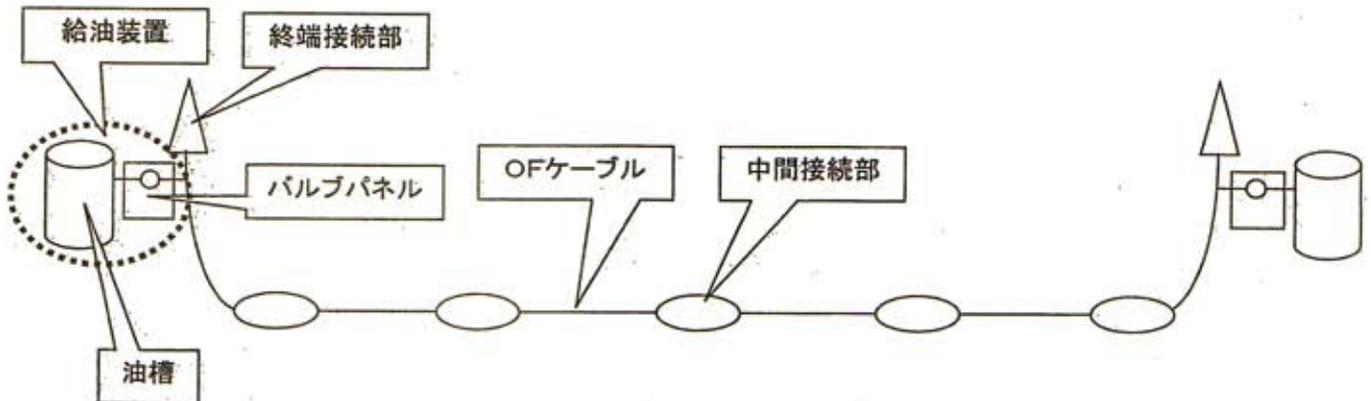


図2-2 OFケーブル設備の一例

## 2-2 OFケーブルの製造設備・製造工程

OFケーブルの製造は、概略以下の通りであります。

銅・アルミの素線を撚り合わせる事により導体を製造し、絶縁紙を導体上に巻きつけて絶縁体を設けます。この「ケーブルコア」の外にはアルミや鉛による金属シースが施され、この外には外傷防止等の目的より防食層を施します。ケーブル絶縁油を取り扱う工程以外は、鉱油OFケーブルと合成油OFケーブルにおいて製造工程は同一であり、共通の製造設備を用いています。

ケーブル絶縁油は絶縁油メーカーから購入したケーブル絶縁油を、OFケーブルメーカー工場内で脱気処理した後、OFケーブル絶縁体に含浸させます。この工程では、別の成分を添加することは一切ありません。

ケーブル絶縁油のOFケーブルメーカーでの受入後は、油種ごとに厳密な品質管理を行っている閉鎖系で最終製品形態まで管理しており、工程中においてクロスコンタミ(鉱油と合成油の混合)及びコンタミ(鉱油或いは合成油への「異物」の混入)が生じ得ない品質管理、工程管理を行っております。

## 2-3 OFケーブル設備の施工工程及び施工工程等におけるケーブル絶縁油の取り扱い

OFケーブルを現地に布設し、接続作業を行うとともに、油槽等の給油装置を設置、接続します。

OFケーブル設備新設時、保守時、修理時等には、作業用油槽による油量補償・加圧を行います。このときのケーブル絶縁油も、絶縁油メーカーから購入したケーブル絶縁油を脱気処理したものを使用します。

## 3. 微量PCB検出状況と混入原因の推定

### 3-1 電気事業連合会集約データによるOFケーブル設備からの微量PCB検出状況概要

国内全電力会社における3月末までの集計結果によると、分析数501件中67件に微量PCBが検出され、検出比率は約13%となります。なお、これらは調査目的で選択されたデータを含むため、無作為抽出データではありません。また、微量PCBの検出事例は、OFケーブルメーカー各社に見られます。

### 3-2 微量PCB検出データの分析、考察、検討

3-1集計データに、OFケーブルメーカーとして4月から6月中旬までに入手したデータを加え、合計138件の検出データについて整理・追加考察を実施した結果、以下のような微量PCB検出状況であることがわかります。

- ① 微量PCB検出全データの集約後濃度分布は、おおむね80%強のデータ(138件中114件)が0.5～5ppmの範囲にあることがわかりました。
- ② 製造年代別に見た場合、昭和50年以前に製造、施工されたOFケーブル設備からの検出事例が非常に多く、昭和51年以降の検出事例は少なくなっていることが示されました。
- ③ また、油槽外油の鉱油からも、微量PCBの混入が見られることが示されました。一般に、油槽外油は購入したままのケーブル絶縁油をOFケーブルメーカーの製造・施工工程を経ずにそのまま油槽に封入するものであり、その後の入れ替えや補給も行われなことが多いものです。
- ④ 元となるデータがOFケーブルメーカー別、設置年代別、OFケーブル設備部位別等を考慮してサンプリングされたものを含むこと、また各OFケーブルメーカーの納入量に差があるにも関わらず、OFケーブルメーカー別に整理したデータでは、いずれのOFケーブルメーカーからも検出例のあることが明らかになりました。このことは、微量PCB混入の原因が、特定のOFケーブルメーカーに関係のない要因である可能性を示すものと推定されます。
- ⑤ 合成油OFケーブル設備からの検出事例は非常に少なく、また、その全てが昭和50年以前の鉱油OFケーブル設備からの引き替え後に割り入れ接続された合成油OFケーブル設備であり、既設の鉱油OFケーブル設備のケーブル絶縁油と混合し得る条件にあることがわかりました。あわせて既設鉱油OFケーブル設備の微量PCB検出濃度よりも、合成油OFケーブル設備の微量PCB検出濃度は低くなっていることも確認されました。既設の鉱油OFケーブル設備は前記②に示される微量PCB混入が多く確認された昭和50年以前のものであり、これが合成油OFケーブル設備への微量PCB混入の原因と推定されること、昭和50年以前の合成油OFケーブル設備からの検出例がないことを考慮しますと、合成油OFケーブル設備における微量PCB混入の可能性は、現在までのデータよりないと推定されます。
- ⑥ 合成油OFケーブル設備における分析と同様に、昭和51年以降に製造、施工された箇所から検出された鉱油OFケーブル設備の事例について、当該設備が昭和50年以前に製造、施工された鉱油OFケーブル設備と接続されているかどうかについて調査を行いました。その結果、昭和51年以降に製造、施工された鉱油OFケーブル設備全てにおいて、昭和50年以前の鉱油OFケーブル設備と接続されていることが確認されました。昭和50年以前の鉱油OFケーブル設備は前記②に示される微量PCB混入が多く確認された時代のものであり、これが昭和51年以降の鉱油OFケーブル設備への微量PCB混入の原因であることが推定されます。

以上により、OFケーブル設備からの微量PCBの検出は、昭和50年以前に製造、施工された鉱油OFケーブル設備が元になっていたことが推定されます。

### 3-3 OFケーブル設備への微量PCB混入原因の推定

以上の微量PCB混入状況の検討結果、並びにこれまでのOFケーブルメーカーにおけるケーブル絶縁油使用状況や製造・施工工程を踏まえますと、OFケーブル設備への微量PCB混入現象については、PCBの法規制以前においては以下のように考えることが可能であります。

- ① 微量PCB検出データについて、OFケーブル設備の製造年、検出部位、ケーブル絶縁油種、布設された後の割入れや引替え工事の有無・履歴、検出濃度等について分析したところ、全てのOFケーブルメーカーの製品から微量PCBが検出されており、また、OFケーブル設備からの微量PCBの検出は、昭和50年以前に製造、施工された鉱油OFケーブル設備が元になっていたことが推定される。
- ② OFケーブルメーカーはPCBを含有した製品の製造、販売を行った実績は一切ない。鉱油OFケーブル設備と合成油OFケーブル設備では、ケーブル絶縁油を取り扱う工程を除き製造及び施工工程は基本的に同一であり、いずれも共通の製造設備を用いてOFケーブル本体及びその接続部材料、給油装置の製造を行い、これらを用いて建設されるOFケーブル設備を、いずれも共通の工事用機材を用いて施工している。またケーブル絶縁油は、閉鎖系で油種毎に厳密な品質管理を独立に行っており、コンタミの混入、クロスコンタミの発生は徹底的に排除されている。このような状況の下で、合成油OFケーブル設備へは微量PCB混入の可能性がないと推定され、一方、鉱油OFケーブル設備には微量PCB混入が生じていることから、OFケーブルメーカーの製造及び施工工程においてケーブル絶縁油に微量PCBを混入させたことは極めて考えにくい。
- ③ 製造後の入れ替えや他のケーブル絶縁油との接触、流通の機会がほとんどない油槽外油からの検出事例からは、OFケーブルメーカーが受け入れた時点で微量PCBがケーブル絶縁油中に混入していた可能性を示唆するものと考えられる。
- ④ 以上から、微量PCBの混入は、PCBの使用等が規制されておらず、広く使用、流通されていた昭和50年以前に受け入れた鉱油に起因すると推定される。
- ⑤ なお、OFケーブルメーカーが微量PCBの混入した鉱油を受け入れた場合、ケーブル絶縁油を取り扱う工程において、その後に受け入れたPCB不含の鉱油への微量PCBの伝播が生じた可能性は否定できない。また、微量PCBが混入したOFケーブル設備をその後に工事した際に、接触媒介・伝播が生じたと考えられる。しかしながら、OFケーブルメーカーの製造及び施工工程において微量PCBを混入させたことは極めて考えにくい状況に変わりはない。
- ⑥ しかし、OFケーブルメーカー自身では、これ以上の原因の特定は現状では困難である。

#### 3-4 OFケーブルへの微量PCB混入範囲の推定について

このように混入原因の特定が不可能であることより、昭和51年の法規制以前に施工された鉱油OFケーブル設備における微量PCB混入範囲の限定については不可能であると考えます。

一方、昭和51年のPCB法規制以後においては、新規の混入がないと推定されること、OFケーブルメーカーでは新油の鉱油及び合成油のみを使用していること、などより、法規制後に製造、施工されたケーブル絶縁油への微量PCB混入はないと推定されます。

但し、昭和51年以後のOFケーブル設備であっても、昭和51年の法規制前に製造、施工されたOFケーブル設備と接続された設備においては、その工事の際における接触媒介・伝播が起きる可能性を否定できませんので、このような場合においては微量PCBが混入している可能性を否定することは困難であると考えます。

### 4. OFケーブル設備量と微量PCB混入設備量の推定

#### 4-1 OFケーブル設備ユーザ数

OFケーブル設備は全国の電力会社で使用される以外に、特高受電等を必要とする設備を有する電力会社以外のユーザにおいても一部、使用されております。これら電力会社以外のユーザ最大数は164社であり、ユーザの合計は175社であることが明らかとなりました。

## 4-2 OFケーブル設備量(OFケーブル長及びケーブル絶縁油量)について

日本全国に布設されているOFケーブル設備量を整理すると表4-1にまとめられます。

なお、微量PCBが混入している可能性があるOFケーブル設備量は、OFケーブル長では約 1,400km、ケーブル絶縁油量では約 3,600 キロリットルのものに微量PCB混入が起きていると推定されます。

表4-1 全国のOFケーブル設備量及び微量PCB混入が想定されるOFケーブル設備量 推定結果

		OFケーブル長	ケーブル絶縁油量
A	全国のOFケーブル設備量	約 13,400km	約 44,900 キロリットル
B	Aの内、微量PCB混入を完全に否定できないOFケーブル設備量	約 10,900km	約 27,900 キロリットル
C	Bの内、微量PCBが混入しているOFケーブル設備量の比率 (3-1節より)	約 13%	
	Bの内、微量PCBが混入していると推定されるOFケーブル設備量 (参考値)	約 1,400km	約 3,600 キロリットル

注)表3-1の調査はOFケーブルメーカー別、設置年代別、OFケーブル設備部位別等を考慮して抽出された検出事例を含むデータからの推定値であるので、13%という値は高めの値であると推定されます。

## 5. OFケーブルメーカーのこれまでの対応・今後の対応

### 5-1 これまでの対応について

OFケーブル絶縁油への微量PCB混入が明らかになって以降、OFケーブルメーカーとして以下の対策を実施し、PCB汚染拡大を防止する措置を施しております。

#### ①工場でのケーブル絶縁油を取り扱う工程の健全性確認

現在のOFケーブルメーカー各社工場設備のケーブル絶縁油を取り扱う工程においてPCB分析を実施し、OFケーブルメーカー各社ともPCB不含有であることを確認しました。これら設備のPCB不含有確認のために、今後定期的なトレースにより健全性維持を進めてまいります。

#### ②工事用機材の健全性確認

OFケーブルメーカー各社の工事用機材についても同様にPCB分析を実施し、いずれもPCB不含有であることを確認しました。これらについては使用履歴の管理徹底等より、工事におけるPCB混入拡大防止を可能に致しております。

#### ③新規購入ケーブル絶縁油の健全性確認

OFケーブルメーカー各社の工場及び工事において使用するために購入するケーブル絶縁油について、受け入れ時点でPCB不含有の確認を実施しています。

### 5-2 既設OFケーブル設備の工事を実施する際の各ユーザへの対応について

前記のOFケーブルメーカー各社の対応を実際のユーザ設備工事で反映させるために、OFケーブル設備工事の際には、PCB混入の可能性に関する情報提供をユーザに対して実施致しております。更に、PCB混入が確認されたOFケーブル設備の工事を実施する際には、PCB拡散防止措置を講じた上での作業を実施しております。

### 5-3 今後のPCB不含有確認・拡散防止措置の徹底について

今後とも、前述いたしました対応を確実に実施することにより、OFケーブルメーカー各社ともPCBの不含有確認・拡散防止、及びPCB不含有が証明されたOFケーブル設備の納入に努めていく所存でございます。

#### 5-4 関係諸機関、ユーザへの各種協力と情報提供について

今後、既に本件について承知されている電力会社以外の全てのユーザに対して、微量PCBが混入したOFケーブル設備の取り扱いに関する技術情報の提供や助言、分析機関の情報の提供を、積極的に行うとともに、国の機関等での検討に際しては、OFケーブルメーカーとして貢献可能な技術的事項についての情報開示等、積極的に協力して参ります。

## 6. おわりに

以下に、本問題に関する考え方についてまとめ、結言と致します。

- (1) OFケーブル絶縁油からの微量PCB混入検出事例について、OFケーブルメーカーとして可能な範囲で検討を進めた結果、OFケーブルメーカーの製造及び施工工程において微量PCBを混入させたとは極めて考えにくい状況にあるとの結論は得られましたが、混入原因を特定することはできませんでした。
- (2) このためPCB規制以前に製造、施工されたOFケーブル設備(規制後であっても接触媒介による汚染の可能性のあるものを含む)に使用されているケーブル絶縁油中へのPCB混入の可能性を否定できず、PCB拡散防止措置が必要となるものと思われまます。
- (3) しかしながら、OFケーブル設備は電気事業法に基づき適切に保守管理され、かつ、ユーザは限定できていることから、前述の対策を講じることを徹底することにより、PCB拡散完全防止が可能であると考えます。

以上の内容を踏まえて、OFケーブル設備を使用しているユーザに対して、微量PCBが混入したOFケーブル設備の取り扱いに関する技術情報の提供や助言、分析機関の情報の提供を積極的に実施したいと考えております。また、引き続き、微量PCB混入事例の情報収集に努めるとともに、国の機関等での検討に際しては、OFケーブルメーカーとして貢献可能な技術的事項についての情報開示等、積極的に協力して参りますので、今後とも一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

以上

別添1

経済産業省

平成16・02・12製局第2号  
平成16年2月17日

古河電気工業株式会社  
代表取締役社長 石原 廣司 殿

経済産業省製造産業局長 北村 俊昭



低濃度PCB汚染物に係る原因究明調査等への協力要請について

「OFケーブル設備からの微量PCB検出状況とそれに対する対応について」に関しては、明確な原因究明に至らなかったことから、低濃度PCB汚染物対策検討委員会(注)において検討を進めることとします。

(注) 当省及び環境省では、低濃度PCBに汚染された変圧器等について、原因究明及び確実かつ適正な処理の推進を図るため、「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」を設置し、電気絶縁油に関するライフサイクル全体について網羅的に調査・検討を進めているところです。

つきましては、貴社に対し、次の事項について要請します。

1. 電気絶縁油に関するライフサイクルに関与する事業者として、当該委員会による調査に協力すること。
2. 引き続き、OFケーブル設備からのPCB検出に係る事実関係及びユーザーが留意すべき事項について、ユーザーに対して十分な情報提供を行うこと。
3. OFケーブル設備の製造に当たっては、PCB等有害物質が混在しないことを確認した上で行うこと。

別添2

## 経済産業省

平成16・02・12原院第1号  
平成16年2月17日

微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）混入の可能性が否定できないOFケーブル設備に係る対応について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-237a-04-1



今般、OF（Oil Filled）ケーブルメーカーより、OFケーブル設備からの微量PCB検出状況とその対応について、経済産業省へ報告された。これを踏まえ、原子力安全・保安院は、微量のPCBが混入している可能性を完全には否定できない現に設置しているOFケーブル設備の取扱いについて、当該設備の設置者に対し、以下の対応を求めることとする。

## 記

1. OFケーブル設備を製造している企業等から提供されるPCB混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該OFケーブル設備を製造した企業に対して、PCB混入の可能性の有無について確認すること。
2. 現に設置しているOFケーブル設備にPCBが含有されていることが判明した場合には、当該設備の設置の場所を管轄する経済産業局長に報告するとともに、電気の使用や供給に大きな支障が生じない範囲で、PCB廃棄物の処理体制等も踏まえ、当該OFケーブル設備の使用を計画的に中止すること。

経済産業省

官 印 省 略

平成16・02・12原院第1号

平成16年2月17日

別記1 あて

経済産業省原子力安全・保安院長

微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）混入の可能性が否定できないOFケーブル設備に係る対応について

今般、OF (Oil Filled) ケーブルメーカーより、OFケーブル設備からの微量PCB検出状況とその対応について、別添のとおり経済産業省へ報告された。これを踏まえ、本日付けで、PCBが混入している可能性を完全には否定できないOFケーブル設備を使用しているOFケーブル設備の設置者に対し、別紙（NISA-237a-04-1）のとおり対応を求めることとするとともに、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び内閣府沖縄総合事務局に対して通知することといたしました。

つきましては、貴局に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。

別記1

原子力安全・保安院通達先  
OFケーブル関係各経済産業局リスト

整理NO	
1	北海道経済産業局長
2	東北経済産業局長
3	関東経済産業局長
4	中部経済産業局長
5	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長
6	近畿経済産業局長
7	中国経済産業局長
8	四国経済産業局長
9	九州経済産業局長
10	内閣府沖縄総合事務局長

経済産業省

平成16・02・12原院第1号  
平成16年2月17日

別記2 あて

経済産業省原子力安全・保安院長 佐々木 宜彦



微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）混入の可能性が否定できないOFケーブル設備に係る対応について

今般、OF（Oil Filled）ケーブルメーカーより、OFケーブル設備からの微量PCB検出状況とその対応について、別添のとおり経済産業省へ報告されました。これを踏まえ、本日付で、別紙（NISA-237a-04-1）のとおり、微量のPCB混入の可能性が否定できないOFケーブル設備に係る対応について取りまとめました。

つきましては、設置者を含めた関係者への周知及び注意喚起を図るよう依頼します。

別記2

原子力安全・保安院通達先  
OFケーブル関係団体リスト

整理NO.	関係団体名	役職	氏名
1	財団法人北海道電気保安協会	理事長	坂本 裕郷
2	財団法人東北電気保安協会	理事長	濱田 敏克
3	財団法人関東電気保安協会	理事長	石毛 克政
4	財団法人中部電気保安協会	理事長	望月 秀俣
5	財団法人北陸電気保安協会	理事長	小又 幸進
6	財団法人関西電気保安協会	理事長	長屋 誠一
7	財団法人中国電気保安協会	理事長	今村 匡秀
8	財団法人四国電気保安協会	理事長	金谷 嘉博
9	財団法人九州電気保安協会	理事長	肥前 洋一
10	財団法人沖縄電気保安協会	理事長	川崎 修
11	全国電気管理技術者協会連合会	会長	粕谷 茂
12	社団法人日本電気技術者協会	会長	逢坂 國一
13	全日本電気工事工業組合連合会	会長	徳住 一郎
14	社団法人日本電設工業協会	会長	平井 貞雄
15	社団法人日本電線工業会	会長	石原 廣司
16	大口自家発電設備施設者懇話会	理事長	石黒 伸一
17	共同火力発電事業者会	会長	新炉 保雄

経済産業省

平成16・02・12原院第1号  
平成16年2月17日

別記3 あて

経済産業省原子力安全・保安院長 佐々木 宣彦



微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）混入の可能性が否定できないOFケーブル設備に係る対応について

今般、OF（Oil Filled）ケーブルメーカーより、OFケーブル設備からの微量PCB検出状況とその対応について、別添のとおり経済産業省へ報告されました。これを踏まえ、本日付けで、別紙（NISA・237a-04-1）のとおり、微量のPCB混入の可能性が否定できないOFケーブル設備に係る対応について取りまとめました。

つきましては、貴社においても適切な対応を図るよう要請します。

原子力安全・保安院通達先  
OFケーブル設置者リスト

別記3

整理NO.	会社等名称	役職名	氏名
1	北海道電力株式会社	取締役社長	南山 英雄
2	東北電力株式会社	取締役社長	幕田 圭一
3	東京電力株式会社	取締役社長	勝俣 恒久
4	中部電力株式会社	取締役社長	川口 文夫
5	北陸電力株式会社	取締役社長	新木 富士雄
6	関西電力株式会社	取締役社長	藤 洋作
7	中国電力株式会社	取締役社長	白倉 茂生
8	四国電力株式会社	取締役社長	大西 淳
9	九州電力株式会社	代表取締役社長	松尾 新吾
10	沖縄電力株式会社	代表取締役社長	當眞 嗣吉
11	電源開発株式会社	取締役社長	中垣 喜彦
12	日本原子力発電株式会社	取締役社長	鷲見 禎彦
13	日本アイ・ピー・エム株式会社	代表取締役社長	大歳 卓麻
14	JFEスチール株式会社	取締役社長	数土 文夫
15	四国旅客鉄道株式会社	代表取締役社長	梅原 利之
16	東海旅客鉄道株式会社	代表取締役社長	葛西 敬之
17	東日本旅客鉄道株式会社	代表取締役社長	大塚 陸毅
18	西日本旅客鉄道株式会社	代表取締役社長	垣内 剛
19	エムアールシーユニテック株式会社	取締役社長	小倉 一元
20	ティーエム・ティーアンドディー株式会社	代表取締役社長	尾崎 康夫
21	愛知製鋼株式会社	取締役社長	柴田 雄次
22	旭化成株式会社	代表取締役社長	蛭田 史郎
23	旭硝子株式会社	代表取締役	瀬谷 博道

原子力安全・保安院通達先  
OFケーブル設置者リスト

24	株式会社東化工	代表取締役社長	東 正躬
25	石川島播磨重工業株式会社	代表取締役社長	伊藤 源嗣
26	出光興産株式会社	代表取締役社長	天坊 昭彦
27	出光石油化学株式会社	代表取締役社長	厩橋 輝男
28	宇部興産株式会社	代表取締役会長	常見 和正
29	宇部サント工業株式会社	取締役社長	三隅 紀久雄
30	王子製紙株式会社	代表取締役社長	鈴木 正一郎
31	大阪製鐵株式会社	代表取締役社長	望月 志郎
32	大分共同火力株式会社	代表取締役社長	児玉 英男
33	独立行政法人国立印刷局	理事長	富沢 宏
34	大阪瓦斯株式会社	代表取締役会長	野村 明雄
35	大阪市水道局	局長	寺川 治
36	鹿島共同火力株式会社	代表取締役社長	西澤 庄蔵
37	鹿島南共同発電株式会社	代表取締役社長	真継 良和
38	鹿島北共同発電株式会社	代表取締役社長	野村 堯雄
39	鐘淵化学工業株式会社	代表取締役社長	武田 正利
40	カネボウ株式会社	代表取締役社長	帆足 隆
41	君津共同火力株式会社	代表取締役社長	中村 皓一
42	九州石油株式会社	代表取締役社長	木原 誠
43	共英製鋼株式会社	代表取締役社長	高島 秀一郎
44	株式会社クボタ	代表取締役社長	幡掛 大輔
45	株式会社栗本鐵工所	代表取締役社長	横内 誠三
46	呉羽化学工業株式会社	代表取締役社長	田中 宏
47	合同製鐵株式会社	代表取締役社長	猪熊 研二
48	東亜石油株式会社	代表取締役社長	守屋 充男
49	株式会社神戸製鋼所	代表取締役社長	水越 浩士
50	コスモ石油株式会社	代表取締役会長	岡部 敬一郎
51	酒田共同火力発電株式会社	代表取締役社長	高橋 弘道
52	三星金属工業株式会社	代表取締役社長	横山 辰男
53	山陽特殊製鋼株式会社	代表取締役社長	佐々木 宏機
54	塩野義製薬株式会社	代表取締役社長	塩野 元三
55	株式会社ジャパンエナジー	代表取締役社長	高萩 光紀
56	昭和産業株式会社	代表取締役社長	小林 逸男
57	昭和電工株式会社	代表取締役社長	大橋 光夫
58	新日本石油精製株式会社	代表取締役社長	渡 文明
59	新日本石油化学株式会社	代表取締役社長	西部 孝
60	新日本製鐵株式会社	代表取締役社長	三村 明夫
61	新日鐵化学株式会社	代表取締役社長	西 恒美
62	住友金属鉱山株式会社	代表取締役社長	福島 孝一
63	住友軽金属工業株式会社	代表取締役社長	藤井 總明
64	住友化学工業株式会社	代表取締役社長	米倉 弘昌
65	住友共同電力株式会社	代表取締役社長	岡田 隆行
66	住友金属工業株式会社	代表取締役社長	下妻 博
67	住友ゴム工業株式会社	代表取締役社長	浅井 光昭
68	製鉄オキシトン株式会社	取締役社長	佐藤 康夫
69	西部石油株式会社	代表取締役社長	菊地 康人

## 原子力安全・保安院通達先 OFケーブル設置者リスト

70	瀬戸埠頭株式会社	代表取締役社長	平澤 榮
71	東燃化学株式会社	代表取締役社長	工藤 保男
72	セントラル硝子株式会社	代表取締役社長	中村 禎良
73	太平洋セメント株式会社	代表取締役社長	鮫島 章男
74	大三製鋼株式会社	代表取締役社長	香取 正守
75	ダイセル化学工業株式会社	代表取締役社長	小川 大介
76	大日本インキ化学工業株式会社	代表取締役社長	奥村 晃三
77	株式会社高岳製作所	代表取締役社長	櫻井 鴻臣
78	武田薬品工業株式会社	代表取締役社長	長谷川 閑史
79	チッソ株式会社	代表取締役社長	岡田 俊一
80	中越パルプ工業株式会社	代表取締役社長	菅野 二郎
81	千代田興業株式会社	代表取締役社長	藤澤 正義
82	帝人株式会社	代表取締役社長	長島 徹
83	株式会社鉄鋼社	代表取締役社長	田嶋 重光
84	電気化学工業株式会社	代表取締役社長	晝間 敏男
85	核燃料サイクル開発機構	理事長	殿塚 猷一
86	東亜合成株式会社	代表取締役社長	山寺 炳彦
87	東亜燃料工業株式会社	代表取締役社長	清家 伊佐雄
88	東京瓦斯株式会社	代表取締役社長	市野 紀生
89	東海カラー株式会社	代表取締役社長	石田 良三
90	東海パルプ株式会社	代表取締役社長	牧田 邦雄
91	東京都交通局	局長	松尾 均
92	東京都水道局	局長	飯嶋 宣雄
93	東京鐵鋼株式会社	代表取締役社長	吉原 每文
94	東ソー株式会社	代表取締役社長	土屋 隆
95	東燃ゼネラル石油株式会社	代表取締役会長兼	ジー・ダブ
96	東邦亜鉛株式会社	代表取締役社長	青木 轟
97	東洋電化工業株式会社	代表取締役社長	入交 英雄
98	東レ株式会社	代表取締役社長	榊原 定征
99	東レエンジニアリング株式会社	代表取締役社長	氏家 淳一
100	徳島大学	学長	青野 敏博
101	株式会社トクヤマ	代表取締役社長	中原 茂明
102	特種製紙株式会社	代表取締役社長	平工 直樹
103	戸畑共同火力株式会社	取締役社長	石川 敬一
104	北海道パワーエンジニアリング株式会社	代表取締役社長	勝木 靖夫
105	トヨタ自動車株式会社	代表取締役社長	張 富士夫
106	豊平製鋼株式会社	代表取締役社長	石井 功一
107	名古屋市上下水道局	局長	山田 雅雄
108	日本原子力研究所	所長	岡崎 俊雄
109	日本酸素株式会社	代表取締役社長	田口 博
110	株式会社日本製鋼所	代表取締役社長	永田 昌久
111	日本鐵板株式会社	代表取締役社長	田中 卓男
112	日本電気株式会社	代表取締役社長	金杉 明信
113	日産化学工業株式会社	代表取締役社長	藤本 修一郎
114	日産自動車株式会社	代表取締役会長	カルロス・ゴーン
115	日新工機株式会社	代表取締役社長	有賀 睦實

原子力安全・保安院通達先  
OFケーブル設置者リスト

116	日新製鋼株式会社	代表取締役社長	小野 俊彦
117	日新ハイボルテージ株式会社	代表取締役社長	西野 勲
118	新日石エンジニアリング株式会社	代表取締役社長	田部井 溥明
119	日鐵セメント株式会社	代表取締役社長	今野 乃光
120	日東電工マテックス株式会社	代表取締役社長	磐城 哲雄
121	日本化成株式会社	代表取締役社長	馬場 泰輔
122	日本重化学工業株式会社	代表取締役社長	米津 淑郎
123	日本製紙株式会社	代表取締役社長	三好 孝彦
124	日本曹達株式会社	代表取締役社長	井上 克信
125	日本たばこ産業株式会社	代表取締役社長	本田 勝彦
126	日本鑄鍛鋼株式会社	代表取締役社長	岩松 壯典
127	日本磷酸株式会社	代表取締役社長	安達 雅巳
128	株式会社ノザワ	代表取締役社長	野澤 俊也
129	株式会社日立製作所	代表執行役社長取	庄山 悦彦
130	福山共同火力株式会社	代表取締役社長	土井 敏詳
131	福井共同火力発電株式会社	代表取締役社長	永原 功
132	富士写真フィルム株式会社	代表取締役社長	古森 重隆
133	富士石油株式会社	代表取締役社長	佐久間 通雄
134	富士電機システムズ株式会社	代表取締役社長	大瀬 克博
135	保土谷化学工業株式会社	代表取締役社長	岡本 昂
136	松下電器産業株式会社	代表取締役社長	中村 邦夫
137	松下電子部品株式会社	代表取締役社長	北代 耿士
138	丸善ケミカル株式会社	代表取締役社長	槌谷 正俊
139	丸善石油化学株式会社	代表取締役社長	小野 峰雄
140	水島合金鉄株式会社	代表取締役社長	山田 博右
141	九州三井アルミニウム工業株式会社	代表取締役社長	川井 洋一
142	水島共同火力株式会社	代表取締役社長	板谷 晃
143	三井化学株式会社	代表取締役会長兼	中西 宏幸
144	三井造船株式会社	代表取締役社長	元山 登雄
145	三井松島産業株式会社	代表取締役社長	米澤 祥一郎
146	三菱化学株式会社	代表取締役社長	富澤 龍一
147	三菱化学エムケーブイ株式会社	代表取締役社長	大浜 禎三
148	三菱瓦斯化学株式会社	代表取締役社長	小高 英紀
149	三菱自動車工業株式会社	代表取締役社長	ロルフ・エク
150	三菱樹脂株式会社	代表取締役社長	神尾 章
151	三菱重工業株式会社	代表取締役社長	佃 和夫
152	三菱製鋼株式会社	代表取締役社長	加藤 秋夫
153	三菱電機株式会社	代表取締役社長	野間口 有
154	三菱マテリアル株式会社	取締役社長	西川 章
155	光と精鉱株式会社	代表取締役社長	関 和己
156	明治製菓株式会社	代表取締役社長	佐藤 尚忠
157	株式会社明電舎	代表取締役社長	片岡 啓治
158	屋久島電工株式会社	代表取締役社長	石井 裕
159	ユニチカ株式会社	代表取締役社長	平井 雅英
160	吉田工業株式会社	代表取締役社長	吉田 秀博
161	和歌山共同火力株式会社	取締役社長	清水 雅夫

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の 解釈上の疑義について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

このことについて富山県から照会があり、環境省が回答した事例がありましたので、お知らせします。

### 〔事案・質問〕

発電所の定期検査等において、取放水路等の清掃を実施する際に、貝や海草、水路に堆積した様々な沈殿物等が混合して泥条を呈した物が排出される。

このような泥状物について、これに含まれる貝や海草を容易に除去し得ないような場合、総体として産業廃棄物である汚泥と解してよいか。

### 〔環境省回答〕

貴見のとおり解して差し支えありません。

# 岐阜市の自然環境の保全に関する条例の制定について

岐阜市人・自然共生部みどり自然室

## 1 条例制定趣旨

- 開発行為への規制などの法令としては、自然環境保全体法、岐阜県自然環境保全条例等に基づき実施されていますが、法、県条例等で指定された地域は岐阜市にはありません。
- 本市において、平成8年度から3年間かけ実施した岐阜市自然環境実態調査の結果、多種、多様な動植物の生息又は生育が確認されましたが、貴重野生動植物の生息又は生育地の環境悪化が進んでいます。
- 自然環境との調和を図り、温室効果ガスの削減に向けた多様な森林を育成し、本市の生物多様性を存続させるため、市、市民、自然環境保全活動団体及び事業者が協働して自然環境の保全、創造を図る必要があります。
- より一層自然環境の保全及び創造を進め、後生にこの貴重な財産を引き継いでいくため、その根拠となるべき条例を制定しました。

## 2 条例の特徴

- 自然環境保全地区を指定し、その中をさらに特別保全地区と共生地区に区分します。特別保全地区では開発行為を許可制とし、共生地区では届出制とします。
- 貴重野生動植物種を指定し、市内においてその捕獲、採取等を禁止します。
- 市内において、移入種の放逐等を禁止します。
- 自然環境保全活動団体を承認することで、当該団体の地位を確立させます。
- 自然環境保護監視員を設置します。

## 3 条例施行の効果

- 自然環境に対する開発やその他の行為による影響を最小限にとどめ、現在の状況を維持できます。
- 自然環境の復元、緑化の推進等により、自然環境の創造が図られ、より良い環境を後生に引き継ぐことができます。
- 貴重野生動植物種の保護及び移入種の放逐等を禁止することにより、在来種の生態系が維持できます。
- 自然環境保全活動団体の地位を確立させ、協働することにより、きめ細かい自然環境保全活動ができ、地域のまちづくりに寄与します。

## 4 条例の概要

### 第1章 総則

#### ○目的(第1条)

この条例は、市民にとって貴重な財産である本市の自然環境を守り育てるとともに、後生に引き継ぐため、自然環境の保全及び自然環境の創造に関する市、市民及び事業者の役割を明確にし、かつ、それを果たすことにより、自然と共生するまちづくりを推進することを目的とする。

#### ○市、事業者及び市民それぞれの役割(第3条―第5条)

自然環境の保全と自然環境の創造のために、市は各種施策を講じ、事業者、市民等は市の施策に協力するとともに、自然環境の保全に努める。

#### ○国、県等への要請(第6条)

市長は、自然環境の保全と自然環境の創造のため必要がある場合には、国、県等に、必要な措置を講ずるように要請する。

## 第2章 自然環境の保全

### ○自然環境保全地区及び貴重野生動植物種の指定(第7条―第8条)

市長は、自然環境の保全を図るため必要があると認められるときは、特別保全地区、共生地区及び貴重野生動植物種を指定する。

### ○貴重野生動植物種の捕獲等の制限(第9条―第10条)

貴重野生動植物種の捕獲、採取、殺傷又は損傷を行う者は、許可を受けなければならない。不正手段により許可を受けた場合は許可を取消することができる。

### ○移入種の放逐等の禁止(第11条)

生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種の放逐等を禁止する。

### ○自然環境保全地区における行為の制限(第12条―第15条)

特別保全地区においては、条例で定める行為を行う場合は、許可を受けなければならない。不正手段により許可を受けた場合は許可を取消することができる。また、共生地区においては、届出をしなければならない。

### ○中止命令等(第16条―第17条)

許可及び届出における違法行為等に対し、行為の中止、必要な措置を講ずること等を命令することができる。

## 第3章 自然環境の創造

### ○自然とのふれあいの場の確保(第18条)

市は、自然遊歩道、水辺の整備等に努める。

### ○緑化の推進(第19条)

市は、自然環境の創造を図るため、緑地の復元及び緑化の推進に努める。

### ○市民及び事業者の緑化の役割(第20条)

市民及び事業者は、自ら緑化に努める。

## 第4章 自然環境保全活動団体及び自然環境保護監視員

### ○自然環境保全活動団体の承認(第21条)

自然環境保全を目的として活動している団体を自然環境保全活動団体として承認できる。

### ○自然環境保全活動団体の意見の尊重(第22条)

自然環境保全活動団体は、自然環境の保全及び自然環境の創造に関する施策について、意見を述べるができる。市長は必要と認める場合は、その意見を市の施策に反映させる。

### ○助言及び指導(第23条)

市長は、自然環境保全活動団体に助言及び技術的な指導をする。

### ○自然環境保護監視員(第24条)

貴重野生動植物種を保護し、生物の多様性を保つため、自然環境保全地区の監視を目的として、監視員を設置することができる。

## 第5章 雑則

### ○自然環境保全地区以外の地区における行為に対する助言及び指導(第25条)

自然環境保全地区以外の地区において、自然環境の保全に重要な影響を与えると認める行為を行う者に対し、助言及び指導をすることができる。

### ○土地の買取り(第26条)

市長は、自然環境の保全に必要な場合、土地を買い取ることができる。

### ○報告及び立入調査(第27条―第28条)

市長は、自然環境の保全に重要な影響を与えると認める行為を行う者に対し、その実施状況等について報告を求め、又は立入調査することができる。

また、保全地区の指定もしくは変更の確認のため、立入調査することができる。

### ○損失の補償(第29条)

市は、処分を受けたため損失を受けた者に対し、損失を補償する。

## 第6章 罰則

### ○罰則(第31条―第34条)

条例の規定による命令に違反した者は、罰に処する。

この条例は平成16年4月1日から施行する。

## 岐阜市自然環境の保全に関する条例

平成15年3月31日

岐阜市条例第20号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 自然環境の保全（第7条－第17条）
- 第3章 自然環境の創造（第18条－第20条）
- 第4章 自然環境保全活動団体及び自然環境保護監視員（第21条－第24条）
- 第5章 雑則（第25条－第30条）
- 第6章 罰則（第31条－第34条）
- 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、市民にとって貴重な財産である本市の自然環境を守り育てるとともに、後生に引き継ぐため、自然環境の保全及び自然環境の創造に関する市、市民及び事業者の役割を明確にし、かつ、それを果たすことにより、自然と共生するまちづくりを推進することを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境の保全 自然環境が開発その他の行為によって損なわれることを防止し、これを維持することをいう。
- (2) 自然環境の創造 植樹その他の方法によって、損なわれた自然環境を復元し、又は新たに創り出すことをいう。
- (3) 自然環境保全活動団体 自然環境の保全又は自然環境の創造を目的として活動を行っている非営利の団体で、市長によって承認された団体をいう。
- (4) 協働 市、市民、事業者及び自然環境保全活動団体が、対等な立場で、互いの意見を尊重し、それぞれの特性を活かして役割及び責任を分担しつつ、協力して事業を行うことをいう。
- (5) 貴重野生動植物種 本市に生息又は生育する野生の動植物（卵、種子等を含む。）のうち、生息又は生育数が著しく少なく、又は著しく減少しつつある種で規則で定めるものをいう。
- (6) 自然環境保全地区 貴重野生動植物種が生息若しくは生育し、又は生物の多様性が保たれ、その保全を図る必要がある地区として、市長が指定したものをいう。

## （市の責務）

第3条 市は、里山の整備、市街地の緑化等自然環境の保全及び自然環境の創造に努めなければならない。

- 2 市は、貴重野生動植物種の生息又は生育の状況を把握し、その状況に応じて保護を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の自然環境の保全及び自然環境の創造の必要性及び重要性に対

する認識を深めるため、その意識の普及啓発及び教育の推進に努めなければならない。

4 市は、協働して第1項及び第2項に規定する事項を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、自然環境の保全が適正になされるよう配慮するとともに、市が実施する自然環境の保全及び自然環境の創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自然環境の保全が適正になされるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保全及び自然環境の創造に関する施策に協力しなければならない。

(国、県等への要請)

第6条 市長は、自然環境の保全及び自然環境の創造のため必要があると認めるときは、国、県その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

### 第2章 自然環境の保全

(自然環境保全地区の指定)

第7条 市長は、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる区分により自然環境保全地区を指定することができる。

(1) 特別保全地区 貴重野生動植物種が生息又は生育している地域のうち、当該貴重野生動植物種の保護のため、当該地域にある自然環境の保全が特に必要となる地区

(2) 共生地区 生物の多様性が比較的保たれている地域のうち、生活環境との調和に配慮し、当該生物の多様性を保つため、当該地域にある自然環境の保全が必要となる地区

2 市長は、特別保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域内の土地の所有者及び占有者の同意を得なければならない。

3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、岐阜市環境審議会条例(平成6年岐阜市条例第41号)に定める岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。

5 自然環境保全地区として指定される区域内の住民及び利害関係者は、前項の規定による公告の内容又は案について、縦覧期間の満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は自然環境保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

8 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示をした日から、その効力を生ずる。

9 自然環境保全地区の指定の解除及び区域の変更については、第2項から前項までの規定を準用する。

10 市長は、自然環境保全地区において、当該地区内の土地の所有者又は占有者の同意を得た上で、当該地区の自然環境の保全のために必要な範囲において、自然環境保全活動団体を指定して管理行為を行わせることができる。

(貴重野生動植物種の指定)

第8条 市長は、貴重野生動植物種を定めるときは、必要に応じて環境審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、貴重野生動植物種の保護を図るため、その生息及び生育の状況を定期的に調査しなければならない。

3 市長は、前項の調査の結果に基づき貴重野生動植物種の指定の内容を見直すものとする。

(捕獲等の禁止)

第9条 貴重野生動植物種の生きている個体を捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、市長に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、貴重野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場所の位置を明らかにした地形図を添付しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 捕獲等をする場所

(3) 捕獲等の目的

(4) 捕獲等しようとする貴重野生動植物種の名称及び数量

(5) 捕獲等をする方法

(6) 捕獲等しようとする期間

3 市長は、前項の申請に係る捕獲等について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしてはならない。

(1) 教育及び学術研究のために捕獲等をする場合

(2) 前号に掲げる場合を除くほか、公益上の事由により市長が特に必要と認める場合

4 市長は、貴重野生動植物種の保護のために必要な限度において、第1項の許可に条件を付することができる。

5 市長は、第2項の規定による申請の結果について、当該申請をした者に書面をもって通知しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(移入種の放逐等の禁止)

第11条 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、市内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は人の管理が及ばない状態で植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(特別保全地区における行為の制限)

第12条 特別保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び第1号から第5号までに掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区(第15条において「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものについ

ては、この限りでない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転する行為
  - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為
  - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
  - (4) 水面を埋め立て、又は干拓する行為
  - (5) 河川、湖沼又は池の水位又は水量に増減を及ぼす行為
  - (6) 木竹の伐採をする行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、市長に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、当該行為を行う場所の位置を明らかにした地形図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 地区名
  - (3) 行為を行う場所
  - (4) 行為の目的
  - (5) 行為を行う土地の所有者又は管理者の氏名及び住所
  - (6) 工事責任者の氏名及び住所
  - (7) 下請負人が行為を実施する場合は、当該下請負人の責任者の氏名及び住所
  - (8) 行為の内容
  - (9) 行為の着手及び完了の予定日
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為で、規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 4 市長は、特別保全地区の自然環境を保全するために必要な限度において、第1項の許可に条件を付すことができる。
- 5 市長は、第2項の規定による申請の結果について、当該申請をした者に書面をもって通知しなければならない。
- 6 国又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、当該行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
- 7 特別保全地区において、非常災害のため必要な応急措置として第1項各号のいずれかに定める行為をした者は、その行為をした日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出には、当該行為を行った場所の位置を明らかにした地形図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 地区名
  - (3) 行為を行った場所
  - (4) 行為の目的
  - (5) 行為の内容
  - (6) 行為の完了の日又は予定日
- 8 国又は地方公共団体は、前項の規定による届出を要する行為をしたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により、市長にその旨を通知しなければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
- (1) 保全事業（自然環境の保全のための施設で規則で定めるものの整備に関する事業を

いう。以下同じ。)の執行として行う行為

- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、特別保全地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定める行為

(許可の取消し)

第13条 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(特別保全地区の指定等に伴う経過措置)

第14条 第7条第8項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により特別保全地区の指定又は区域の変更(拡張の場合に限る。この項において同じ。)の効力が生じた日に当該特別保全地区内において第12条第1項各号に掲げる行為に現に着手している者は、当該指定又は区域の変更の日から起算して6月間は、同条の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

- 2 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について市長に届け出たときは、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

(共生地区における行為の届出)

第15条 共生地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手しようとする日の30日前までに、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他工作物を新築し、改築し、又は増築する行為(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為

- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為

- (4) 水面を埋め立て、又は干拓する行為

- (5) 特別保全地区内の河川、湖沼又は池の水位又は水量に増減を及ぼす行為

- 2 前項の規定による届出については、第12条第2項の規定を準用する。

- 3 国又は地方公共団体は、第1項に規定する届出を要する行為を行おうとするときは、前項の規定の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

- 4 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 保全事業の執行として行う行為

- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、共生地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定める行為

- (3) 共生地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に着手していた行為

- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(行為の禁止命令等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該貴重野生動植物種を保護し、又は自然環境保全地区の自然環境の保全をするため必要があると認めるときは、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出をした者に対し、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要

があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

(中止命令等)

第17条 市長は、次に掲げる者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定め、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(1) 第9条第1項の許可を受けずに貴重野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者

(2) 第10条の規定により、第9条第1項の許可を取り消されたにもかかわらず、貴重野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者

(3) 第12条第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為を行った者

(4) 第13条の規定により、第12条第1項の許可を取り消されたにもかかわらず、同項各号に掲げる行為を行った者

(5) 第9条第4項又は第12条第4項の規定により許可に付された条件に違反する行為を行った者

(6) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項各号に掲げる行為を行った者

2 市長は、前項の規定により中止命令等をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。

### 第3章 自然環境の創造

(自然とのふれあいの場の確保)

第18条 市は、市民と自然との豊かなふれあいが保たれるようにするため、自然遊歩道、水辺等の整備に努めなければならない。

(緑化の推進)

第19条 市は、自然環境の創造を図るため、次に掲げるところにより緑地の復元及び緑化の推進に努めなければならない。

(1) 緑地の復元及び公園、広場その他公共施設の緑地の拡大

(2) その管理する道路の緑化

(3) 緑地の整備、都市緑化等を推進するための市民及び事業者との緑地協定の締結

(4) 緑地の創造及び保全に関する活動を行う団体の育成

(5) 市民の緑化事業への協力

(6) 緑化に関する広報活動及び啓発活動

(市民及び事業者の緑化の役割)

第20条 市民及び事業者は、その所有する土地に緑地を確保するために、樹木を植栽する等緑化の推進に努めなければならない。

### 第4章 自然環境保全活動団体及び自然環境保護監視員

(自然環境保全活動団体の承認)

第21条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体は、自然環境保全活動団体として承認するよう市長に求めることができる。

(1) 営利を目的としないものであること。

- (2) 他の組織に支配されず、独立して組織を運営していること。
- (3) 岐阜市内で自然環境の保全又は自然環境の創造のための活動を実施していること。
- 2 前項の規定による承認を受けようとする団体は、市長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、当該団体の会則及び会員名簿並びに過去の活動実績を明らかにする書類を添付しなければならない。
  - (1) 団体名並びに代表者の氏名及び住所
  - (2) 団体の設立年月日
  - (3) 団体の目的
  - (4) 団体の活動内容及び主な活動拠点
  - (5) 会員数
- 3 市長は、第1項の規定により自然環境保全活動団体の承認をしようとするときは、必要に応じ環境審議会の意見を聴くことができる。
- 4 自然環境保全活動団体の承認は、3年ごとに更新するものとする。  
(自然環境保全活動団体の意見の尊重)
- 第22条 自然環境保全活動団体は、自然環境の保全及び自然環境の創造に関する施策について市長に意見を述べることができる。
- 2 市長は、前項の規定による意見を尊重し、必要と認める場合には、当該意見を市の施策に反映させるよう努めるものとする。  
(助言及び指導)
- 第23条 市長は、自然環境の保全及び自然環境の創造のため、自然環境保全活動団体に対し、助言及び技術的な指導をするものとする。  
(自然環境保護監視員の設置)
- 第24条 市に、貴重野生動植物種を保護し、生物の多様性を保つため、自然環境保全地区の監視を目的として、岐阜市自然環境保護監視員を置くことができる。
- 第5章 雑則  
(自然環境保全地区以外の地区における行為に対する助言及び指導)
- 第25条 市長は、自然環境保全地区以外の地区において、当該地区の自然環境の保全のために必要な範囲において、第15条第1項各号に規定する行為を行う者に対し、助言及び指導をすることができる。  
(土地の買取り)
- 第26条 市長は、貴重野生動植物種の保護のため特別保全地区を指定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、必要とする土地の所有者から当該土地を買い取ることができる。  
(報告、検査等)
- 第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第9条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者又は第16条第1項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該行為に係る区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入らせ、その者がした当該行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が自然環境に及ぼす影響について調査させることができる。

- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 第9条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者又は第16条第1項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者は、第2項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

## (実地調査)

第28条 市長は、自然環境保全地区の指定又は区域の変更の確認のために必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、調査をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。

## (損失の補償)

第29条 市は、第12条第1項の規定による許可を受けることができないため、同条第4項の規定により許可に条件を付されたため、又は第16条第1項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

## (委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

### (罰則)

第31条 第17条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する行為を行い、かつ、同条第1項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の命令を受けたにもかかわらず、その命令に違反した者
- (2) 第17条第1項第6号の規定に該当する行為を行い、かつ、同条第1項の命令に違反した者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第27条第5項の規定に違反する行為をした者
- (3) 第28条第4項の規定に違反する行為をした者

### (両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 岐阜モデル(住産学官協働)「ぎふ地球環境塾」の紹介

岐阜県西濃地域振興局環境課

### 1 環境教育の高まり

国連において「持続可能な開発のための教育の10年」が採択され、国内においても環境教育推進法が成立するなど国内外にて環境教育の重要性が認識されています。

企業においても企業の社会的責任(CSR)の一環として、積極的に環境教育等に対する金銭・人材・施設等の提供が社会からも要請されています。

### 2 ぎふ地球環境塾とは

西濃地域振興局では、西濃地域を中心とした住民・産業界・大学・官庁が協働して、小学生を対象に環境問題について体系的な教育を行う岐阜モデル「ぎふ地球環境塾」を全国で初めて平成14年6月に開設しました。

環境塾の運営にあたっては

- ① 日本の環境教育の拠点となる(平成・岐阜の松下村塾を目指す)
- ② 小学生を次代を担う環境保全推進者として育成する。

を目標としています。

塾長：吉田三郎(岐阜県環境審議会長)  
 塾生：西濃地域の小学生及びその保護者計37組74名  
 講師：主に西濃地域の住産学官の協力により選任(ボランティア)  
 教室：安八町の三洋電機(株)岐阜事業所 アークホール  
 開催：毎月第2土曜日：県民環境の日午前10時～12時

### 3 平成16年度からは

平成16年度から、「人づくり」県政の視点から環境塾の運営を、NPO法人ネイチャー・サイエンスクラブに移管します。なお、塾の運営資金は西濃地域の企業や環境財団から募り、さらなる活動を充実させていきます。

なお、見学は自由ですので、毎月第2土曜日は是非(株)三洋電機アークホールにお立ち寄り下さい。

## 平成16年度実施カリキュラム

開催日	カリキュラム	講師	所属等
4月10日	授業を始める前に		
	環境哲学	吉田 三郎	岐阜県環境審議会長
5月8日	ホタルを飛ばそう	安田 俊雄	ホタル保護活動家
	子供と自然・科学	児玉 孝哉	土屋組(株)環境技術センター室長
6月12日	ソーラーク見学	山本 数弘	三洋電機(株)岐阜地区総務部部长
	ソーラーク実習	山本 数弘	三洋電機(株)岐阜地区総務部部长
7月10日	水と生物からみる西濃	森 誠一	岐阜経済大学教授
	生ごみの堆肥化	古沢 孝子	ごみ堆肥化実践者
8月7日	草木染め	所 鳳弘	草木染色家
9月11日	地震と地盤沈下	佐藤 健	岐阜大学教授
	命の水	柳川 晃	水資源開発公団徳山ダム建設所副所長
10月9日	体験学習(観察会)	川地 辰美	エコミュージアム関ヶ原自然観察指導員他2名
11月13日	薬草の話	田中 俊弘	岐阜薬科大学教授
	リサイクル	金子 義臣	日本耐酸塩工業(株)秘書課長
12月11日	自動車社会	棚橋 嘉一	西濃運輸(株)運行部次長
	エコライフ	森 孝之	大垣女子短期大学名誉教授
1月8日	環境と経済	国枝 明宏	大垣共立銀行総合企画部部长代理
	暮らしの知恵	斉藤 悦子	岐阜経済大学助教授
2月12日	一般廃棄物の処理	小川 志須賀	安八町住民課長
	下水道	高田 光治	安八町浄化センター所長
3月12日	地球環境の話	渡辺 昇	西濃地域振興局環境課長
	総合討論		



\*網掛けは、実習があります。

役職名についてはH16.1月末現在のものです。

問い合わせ先 岐阜県西濃地域振興局環境課  
0584-73-1111

## わがまちの産業廃棄物問題と対策



### 「21世紀の宝物 豊かな森を守るために」

白川町長 今井良博

(社)岐阜県産業環境保全協会の皆さまには、産業廃棄物の適正処理、リサイクルの推進に大きな力を発揮されておりますことに対し、心からお礼申し上げます。

本町は、面積で県下でも広い方の市町村で238km<sup>2</sup>あります。人口は11,500人程度で、ご多分にもれず少子高齢化が進んでいる町です。しかし、福祉で町づくりを町政運営のひとつの柱として掲げ、在宅福祉支援を中心とした施設整備を毎年推進し、15年度までに老人福祉対策はほぼ完了しております。もうひとつの柱、都市との交流による町おこしでは、アウトドアレクリエーション施設「クオーレふれあいの里」、温泉施設「美濃白川スポーツ・スパランド」、そして特産白川茶と白川ハムの加工場がある「ピアチェーレ」は道の駅美濃白川として皆さんにご利用いただいております。

一昔前までは、家庭での焼却は当たり前、しかし、大量消費、ゴミ投棄処分の時代は終わり、リサイクルと適正なゴミ処理が徹底され、法律の整備も進み、ゴミの不適正処理は犯罪になり、多額の罰金も必要です。だからといって、ゴミが「ゼロ」になるかというそれは絶対不可能です。ゴミはなんとかなると思わないで、正面からしっかり受け止め、国民にとって最も重要な課題であることを認識し、行政、民間、そして住民が一体となって取り組まなければならないと思います。

私たちの町においては、平成15年4月に「美しいまちづくり条例」を設置し、ゴミの不法投棄や、タバコ、空き缶のポイ捨て禁止ばかりでなく、「自分の所有する土地は、きれいに管理しましょう」という、土地所有者責任を決めています。しかし、なかなかゴミのポイ捨てや、犬のフン害はゼロにはなりません。根気よく、捨てられたらすぐに拾うをモットーに、美しい町づくりに努力しなければと思っております。

本町は、東濃ひのきの里であり建築業はもちろんのこと、建具製造、製函業など100社を超える木にかかわる業者がおられます。そこからは毎日、端材をはじめ、多くの木くずが出ます。個々で現在の法律に適合した処理をするには、多額の投資が必要との認識に立ち、いろいろな検討の結果、木質バイオマスエネルギー施設を造ろうということになり、平成14年度から計画に着手し、ようやく「森の発電所」が完成しました。

林野庁と県からの支援をいただきながら、90%の補助を出しております。木くず産業廃棄物処理施設としての認可もいただいております。600kwの発電能力しかありませんが、木材の乾燥施設も併設し、平成16年度はペレットストーブモデル事業にも取り組みます。

地方自治体、特に山村の小さな町の経営に危機感があります。しかし、都市の住民の生命を支えているのは、生まれたての空気、おいしい水です。それを生産するのは「豊かな森」です。そして、その森を守り育てるのは、山村で暮らす人々です。21世紀の最大の宝物は「森」です。山村の暮らしを大切にして、住む人が主役の町づくりを進め、人と自然が輝くあったかいまち美濃白川を実現しなければと思っております。

終わりになりますが、ゴミをゴミにしない、そして豊かな自然環境と快適な生活環境を将来の世代に引き継ぐことを目標としてご活躍されております貴協会の益々のご発展と、会員皆さまのご活躍を心からお祈り申し上げます。



## わが町の廃棄物対策

国府町長 北村喜治

(社)岐阜県産業環境保全協会の皆様には日頃県下の生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、飛騨地域のほぼ中央高山市の北に位置し、人口は約8,000人面積は89.05km<sup>2</sup>でそのうち約77%が山林で占められています。

町を南北に流れる宮川・荒城川沿いの比較的拓けた盆地に農地の広がる自然豊かな町です。また、近年は光ファイバー網による町営の有線テレビ（CATV）回線を活用した、インターネット等のIT事業の推進に力を注いでいます。

さて、当町におけるごみ処理・リサイクル推進等の廃棄物対策事業につきましては、平成7年から開始した分別収集が、平成11年にビン3分類・缶2分類・金物類・紙4分類・ペットボトル・牛乳パック等ほぼ現在の分類方式として確立しました。また、平成14年からはプラスチック製容器包装（その他プラ）の回収を実施しており、町民の皆様のご理解とご協力のもと着実にその成果を得られているところです。

平成14年度における一般廃棄物排出量は収集可燃物で1,062t<sup>+</sup>で、今年度と比較をすると、若干の減少又はほぼ横ばい傾向にあります。これまで、一般家庭からのごみ排出については常時対前年比5%程度増加していたのですが、プラ容器等の回収によるリサイクル推進や、平成12年度より実施した家庭用生ごみ処理機導入助成によって、排出ごみの増加傾向に歯止めがかかり、リサイクルやごみ減量化に対する意識が向上してきたものと認識しているところです。

当町における分別収集は、町内24地区各1カ所のステーション方式で月2回収ですが、排出の際地域住民や婦人会の皆さんが当番制で分別の指導を実施しています。こうした成果から、ごみ問題を自分たちのこととして捉え、リサイクル意識の向上に役立っているものと考えます。

産業廃棄物としては、木工業所よりの「木くず」が量的には最も多いものですが、町内の専用処理場にて焼却処分をしています。これらについても、今後はより有効にリサイクル化できる道を目指すことが求められています。

廃棄物の不適正処理、いわゆる不法投棄については、主要道路を中心にポイ捨て等が多く見受けられます。これについては春秋に全町一斉によるクリーン作戦を実施し、環境美化と意識の向上に努めていますが、家電リサイクル法施行による対象家電の不法投棄が見受けられており、不法投棄巡視員による巡回や森林組合・郵便局との提携による巡回報告により対応しています。

平成17年2月には高山市を中心とした1市9町村が合併し新市が誕生します。廃棄物対策についても関係市町村担当部局において協議検討されているところですが、住民に最も影響の大きい問題であり、住民生活に混乱が生じることの無いよう、更には合併を機に環境・リサイクルへの住民意識が一層進むような方向付けがされることを切望しています。

終わりにあたり、本町における廃棄物行政が円滑に運営できるためにも、今後も貴協会のご指導をお願いいたしますとともに貴協会の益々の発展と会員の皆様のご活躍をご祈念申し上げます。

## 第29回通常総会を開催

### 平成16年度の事業計画・予算を決定

#### 総会に続いて記念講演会

第29回通常総会が3月18日に「ウェルサンピア岐阜」において脇田辰男岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室課長補佐ほか、多数の来賓ご臨席のもと盛大に開催されました。

総会では、中本貞実理事長が次のとおりご挨拶を申し上げます。



第29回通常総会

#### 中本理事長挨拶

本日、ここに第29回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位をはじめ、会員皆様のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成元年に県、市町村をはじめ、県内産業界挙げてのご支援により、誕生して以来、早いもので既に16年目を迎えました。会員の数も485名と当初に比べて3倍近い会員になっており業界主体の団体として、皆様とともに社会の期待に応え、設立目的に向かって活動し発展、成長してまいりました。これもひとえに、県ご当局をはじめ、関係行

政機関、産業界等関係各位の暖かいご理解とご支援の賜ものと心から感謝申し上げます次第でございます。

環境問題は、次の世代のために環境を守り、資源の節約をはかり、将来にわたり持続的な発展を維持出来る社会へ構造転換をはかるために、これまでの経済優先型社会から環境にやさしい循環型社会の構築が求められております。

そこで、国において、平成12年に「循環型社会形成基本法」を制定し、各種リサイクル関連法の制定や、廃棄物処理法等を改正し循環型社会への制度的基盤が整備されました。

また、県におかれましても、去年は、廃棄物の不適正処理防止の強化を図るため、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」の一部改正が行われたところでございます。

産業廃棄物については、連日のように報じられる不法投棄、特に今回の岐阜市内での不法投棄は、かつてない大規模なものであり、様々の混乱を招いておりますことは、許し難い問題として誠に遺憾であります。当協会としても早速、適正処理委員会を開いて、会員に改めて適正処理について通達しましたが、会員各自が法令を遵守することはもとより、自覚と良心的な正しい業務展開に一致団結して取り組まなければと強く感ずるものであります。

こうした大変厳しい時に於いてさらに産業環境を守り、岐阜県産業界の活性化を図るという当協会の事業目的を達成するため、会員の

皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成16年度の事業計画、及び平成16年度収支予算について、ご審議いただき、ご承認をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますこれらの事業計画、収支予算をもとに、本年度も会員の皆様のご賛同を得ながら積極的に事業の推進をはかってまいります。本日は、この総会におきまして関連業界育成等功労及び優良事業所並びに優良従事者としてご尽力下さいました方々をご顕彰申しあげそのご功績に対し、皆様とともに感謝を申し上げたいと思います。また、昨年12月に亡くなられました三浦理事に対しまして感謝状をお贈りしてご冥福をお祈りしたいと思います。

終わりにあたりまして、本日、ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し、心から感謝し、お礼を申し上げますとともに、今後とも、当協会に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげ、挨拶といたします。



つづいて産業廃棄物関係功労者の表彰式が行われました。続いて来賓祝辞に移り、梶原拓岐阜県知事祝辞を脇田辰男岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室課長補佐が代読、岐阜県警察本部生活保安課長が祝辞を述べられ、渡辺信行岐阜県議会議長からの祝電を披露した後議事へと進められました。

議事は、株式会社粥川商店 代表取締役

粥川長司氏を議長に選出し、第1号議案平成16年度事業計画、第2号議案平成16年度収支予算について慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

## 功労者の表彰

当協会の表彰制度による平成15年度産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第29回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

### ○関連業界育成等功労

関中央生コン株式会社

### ○優良事業所

株式会社カワイ工業

住友大阪セメント株式会社 岐阜工場

東海公営事業株式会社

ヒルムタ興業株式会社

### ○優良従事者

(株)野々村商店 取締役 泉 吉弘

寿和工業(株) 大谷三代美

(株)美濃環境保全社 主任 小川 清

サトマサ(株) 取締役所長 佐藤 昭治

サトマサ(株) 取締役工場長 稲垣 実



泉 吉弘



大谷三代美



小川 清



佐藤 昭治



稲垣 実

## 第29回通常総会記念講演会

第29回通常総会后、引き続いて午後3時10分から(財)日本産業廃棄物処理振興センター専任講師 村田 弘氏を講師にお迎えし、講演テーマは、「産業廃棄物処理の動向について」と題して1時間30分にわたり、大変貴重で有

意義なご講演を頂きました。講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介いたします。

### 第 6 回理事会開催

平成15年度第6回理事会が平成16年2月18日(水)午後1時30分から「岐阜県県民ふれあい会館特別会議室」において開催され、次の議案が審議され何れの議案も全員一致で原案のとおり可決承認され、第1号議案、第2号議案については、次回開催の第29回通常総会総会に提案することに決定されました。

- 第1号議案 平成16年度事業計画について
- 第2号議案 平成16年度収支予算について
- 第3号議案 補欠役員の選任について
- 第4号議案 平成15年度優良会員等理事長表彰者の選考について
- 第5号議案 第29回通常総会の開催について
- 第6号議案 新規加入会員の承認について



第 6 回理事会

### 各委員会開催

平成16年1月29日、30日各委員会が市内「レストランフジ会議室」において開催され、平成16年度各委員会の事業計画(案)等が審議されました。

#### 第 4 回広報編集委員会

(1月29日午前10時30分から)

1. 「ぎふ保全協会報」第58号編集方針について
2. 平成16年度事業計画(案)について
3. 平成15年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
4. 今後の会議等開催日程について

#### 第 3 回適正処理委員会

(1月29日午後1時30分から)

1. 平成16年度事業計画(案)について
2. 平成15年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
3. 産業廃棄物運搬車に係る標識(標章)の表示等について
4. 今後の会議等開催日程について

#### 緊急 第 4 回適正処理委員会

(3月12日午後3時から)

1. 産業廃棄物の適正処理について  
このたび会員企業において廃棄物処理法違反の疑いにより捜索の事態が発生したことにより、緊急に開催され、別紙により、委員長名で「産業廃棄物の適正処理について」通知されました。

#### 第 4 回研修指導委員会

(1月30日午前10時30分から)

1. 平成16年度事業計画(案)について
2. 平成15年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
3. 今後の会議等開催日程について

#### 第 3 回総務委員会

(1月30日午後1時30分から)

1. 平成16年度事業計画(案)について
2. 平成15年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
3. 産業廃棄物運搬車に係る標識(標章)の表示等について
4. 今後の会議等開催日程について

《別 紙》

F A X 送 信

平成16年 3月16日

会員各位

（社）岐阜県産業環境保全協会

適正処理委員会委員長 田 中 一 郎

## 産業廃棄物の適正処理について

平素は当協会の運営に格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、当協会は平成元年の法人設立時から、産業廃棄物の適正処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的として、活動を展開しているところであります。

さらに、（社）全国産業廃棄物連合会及び各協会とともに、不法投棄等不適正処理が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めてまいりましたが、このたび会員企業において廃棄物処理法違反の疑いによる捜査が行われるという事態が発生しました。

このことは、協会はもとより会員企業及び団体等の社会における信頼を損なう極めて残念な事案であります。

会員各位におかれましては、このような事態が再び生ずることのないよう下記事項の遵守に格段のご配慮をお願いします。

### 記

- 会員は、法令及び行政指導を遵守し、環境保全のため社会的良識をもって行動する。
- 会員は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める。
- 会員は、環境保全を担う企業として安全性に配慮し、次の指針に基づき経営にあたらなければならない。
  - (1) 産業廃棄物処理業許可業者は、適正処理の推進のための技術並びに経営サービスの向上に不断に努める。
  - (2) 産業廃棄物処理業許可業者は、適正な価格を維持し、市場の健全化に努めなければならない。
- 会員は、排出事業者はもとより、行政、関係団体、地域住民と広くコミュニケーションを行い、環境に関する情報を積極的かつ公正に開示し、社会の理解と信頼を高めるように努めなければならない。
- 会員は、暴力団等及びその関係者を排除し、断固とした姿勢で対応する。

## 平成16年度 事業計画

さる3月18日開催された第29回通常総会において平成16年度事業計画及び収支予算が審議され全会一致で原案どおり承認されました。協会事業の推進は、次の基本方針に沿って進められます。以下に平成16年度事業計画をご紹介します。

### 第1 基本方針

21世紀は環境の世紀とも言われ、地球的規模での良好な環境の保全と資源の節約を図りながら、将来にわたり持続的発展ができる社会の構築に向けた対応を図っていくことが急務であります。

産業廃棄物についても、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった仕組みを改め、再使用（リユース）、発生抑制（リデュース）、再生利用（リサイクル）といった循環型社会経済システムへの転換を図っていかねばなりません。

しかし、発生の抑制、リサイクル等を促進し廃棄物の減量が図られても、なお発生する廃棄物を適正に処理するための産業廃棄物処理施設（最終処分場・中間処理施設）が確保されなくては、健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは困難であります。

国では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境への負荷が出来る限り低減される社会の実現の推進が明記され、さらに度重なる「廃棄物処理法」の改正や各種リサイクル法が制定・施行されるなど循環型社会への制度的基盤が整備されました。

本県では、平成14年10月に「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物を含めた廃棄物全般について減量その他適正処理に関する計画が示され、昨年7月には条例の改正により不法投棄などの不適正処理の未然防止対策が強化されました。

このような状況の下で、当協会は会員のご理解とご協力のもと、創立以来組織の強化を

図りつつ、処理施設の確保と適正処理をめざし、積極的に活動を展開してまいりました。

しかしながら、処理施設の処理容量の逼迫状態は一層厳しさを増しており、危機的状況で推移していますが、施設の建設・確保に対する地域住民の理解を得ることは依然として困難な状況であります。

環境を取り巻く課題は多様化しつつあり、その重要度・緊急度は日増しに高まっています。私たち業界も、生活環境の保全、産業の健全な発展、資源の効率的な活用など県民福祉のさらなる向上に積極的に寄与するため、当協会はその中心的な役割を担い、県民の期待に応えなければなりません。

平成16年度では、こうした期待に応えるため、次の基本方針を掲げ、諸事業を積極的に推進してまいります。

#### 基本方針

- 1 共同処分場の設置推進
- 2 産業廃棄物の適正処理・リサイクル利用等の推進
- 3 公益的事業の拡充
- 4 組織の強化・活性化の推進

### 第2 事業計画

第1「基本方針」に従い、平成16年度において取り組む個別事業の計画を次のとおり定め、多様化する社会情勢を見極めつつ、効率的な事業運営を展開していきます。

#### 1 組織強化事業

業界主体の会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため、次により組織の拡大を図ります。

- (1) 前年に引き続き、正会員特に許可業者及び賛助会員の福利厚生事業等を図り、

一層の新規会員の加入を図ります。

- (2) 部会の拡充や増大する事務の効率化を図るため、OA化・情報化等を推進し事務の充実・強化を図ります。

## 2 調査研究事業

産業廃棄物対策についての調査・研究並びに会員その他関連業界等の動静を調査し、協会活動に反映させます。

また、会員の処理技術、知識の向上のため、各種研究機関等との連携を深めます。

## 3 教育研修事業

- (1) 各種研修会、施設等の視察、講演会等を随時開催し、会員の知識・技術習得の機会を設けます。
- (2) 処理技術の多様化・高度化に対応するため、会員の要請に応じた専門研修会等を開催します。
- (3) 正会員に産廃専門雑誌「インダスト」を毎月配布します。
- (4) 会員に関係条例・規則・指導要綱等の改正に対応した資料を編集し配布します。
- (5) 会員に産廃手帳（2005年版）を配布します。

## 4 相談指導事業

協会設立の趣旨に沿い、幅広く会員の相談に応ずるほか、必要に応じ資料を提供します。

また、排出事業者、一般県民からの相談にも積極的に対応します。

## 5 啓発普及事業

本協会に加入していない許可業者・排出事業者等に対し、産業廃棄物に関する正しい理解を深めるため、「地球環境村ぎふフェア」、県民運動等への参加、啓発資材等の提供を行います。

## 6 共同設置・技術援助事業

「財団法人地球環境村ぎふ」及び会員の行う、共同産業廃棄物処理施設設置運営又は技術援助等に協力します。

## 7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

産業廃棄物の適正処理のため、マニフェストの使用が法律により義務づけられたことに伴い、頒布事業の拡大による管理体制の強化を図るとともに、関係資料等を配布し啓発普及に努めます。

## 8 巡回指導事業

自主巡回指導を実施し、適正処理の指導を強化します。

## 9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の経営改善や労働安全衛生指導のため、研修事業と提携し関連研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談事業又は情報提供について随時対応してまいります。

## 10 広報誌等発行事業

- (1) 会員及び関係者に「ぎふ保全協会報」を年4回定期的に発行し配布します。
- (2) 会員及び関係者に「協会要覧」（兼会員名簿・許可業者名簿）を年1回発行し配布します。
- (3) 会員に協会ニュースを随時発行し配布します。

## 11 協力交流事業

- (1) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、社団法人全国産業廃棄物連合会及びその下部団体並びに関連団体との交流を図り、相互理解協力に努めます。
- (2) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会等の実施に協力します。

## 12 表彰事業

通常総会の席上で「表彰要綱」に基づき優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。

## 13 青年部活動助成事業

協会の次代を担う青年部会の活動を支援し、協会事業の健全な発展を推進します。

## 14 その他関連事業

その他必要な事業について、理事会の議を経て実施します。

**第3回中部地域協議会専務理事会議開催**

平成16年1月23日(金)に第3回中部地域協議会専務理事会議が三重県産業廃棄物協会において下記の議題により開催されました。

1. 平成16年度講習会の開催計画について
2. 中部地域協議会安全衛生活動について
  - ・中部地域協議会安全衛生促進担当者
  - ・安全衛生活動集団説明会（名古屋会場）
3. 処理業優良化促進事業の推進について
4. 功労者の選考基準について
5. 収集運搬車輛のステッカーについて
6. 不法処理防止連絡協議会設置状況
7. 中部地域協議会の次回開催県
8. 各県からの資料提供による情報交換
9. その他

**平成15年度第2回中部地域協議会開催**

平成16年2月4日(水)に平成15年度第2回中部地域協議会が、愛知県名古屋市内のホテルキャッスルプラザにおいて開催されました。

当協会からは清水副理事長、水谷研修指導委員長、山村広報編集委員長、吉田専務理事が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

- ①(社)全国産業廃棄物連合会の事業について
- ②平成16年度講習会（中部地域）の開催計画について
- ③中部地域協議会安全衛生活動について
- ④平成16年度中部地域協議会の事業計画について
- ⑤各県情報交換

**安全衛生規程等集団説明会開催**

平成16年2月13日(金)に安全衛生規程等集団説明会が、名古屋市内「名古屋国際会議場」において開催されました。岐阜県から、22名の出席があり、修了証が交付されました。

- ①安全衛生の基本について

- ②モデル安全衛生規程の使い方について

- ③安全衛生チェックリストの使い方について

**静岡県医療廃棄物部会に出席**

平成16年2月19日(木)に静岡県医療廃棄物部会が静岡市内のホテルアソシア静岡ターミナルにおいて開催されました。当協会から吉田専務理事が出席しました。総会に引き続き、「福岡県等九州地域各県協会における医療廃棄物対策等について」と題して、(社)福岡県産業廃棄物協会会長の梅田佳暉氏の講演会がありました。

**(社)全国産業廃棄物連合会**

**第6回全国正会員会長・理事長会議開催**

平成16年2月20日(金)に上記会議が仙台市ホテルメトロポリタン仙台において開催され、当協会から清水副理事長が出席しました。

会議では、次の議題について説明と意見の取りまとめが行われました。

1. ①産業廃棄物処理業界の優良化に向けた取り組みについて
  - ②法改正の動向等について
  - ③安全衛生基盤整備事業について
  - ④雇用高度化事業について
2. 政治連盟のあり方について

**水環境づくり推進委員会設立会議開催**

平成16年1月20日(火)に上記会議が岐阜県議会西棟第1会議室において開催され、次の議題について協議され、当委員会の委員に中本理事長が委嘱されました。

- I)
  - ①水環境づくり日本一・ぎふ推進会議(仮称)の設立について
  - ②水環境づくり推進委員会委員の委嘱について
  - ③水環境づくり推進委員会委員長の選出について
  - ④水環境づくり推進委員会副委員長の指名に

ついて

- ⑤水環境づくり提案チームの長（チームリーダー）の指名について
  - ⑥水環境づくり推進委員会の検討課題について
- II) 今後の予定について

### 自動車リサイクル法（解体業・破碎業）

#### 説明会開催

平成16年2月2日(火)に美濃市の中濃総合庁舎大会議室において上記説明会が開催されました。

- ①自動車リサイクル法の概要について
- ②許可基準及び再資源化基準等について
- ③標準作業書、事業計画及び収支見積書について

### 東海ブロック園芸用使用済プラスチック 適正処理推進協議会 現地研修会開催

平成16年2月10日(火)に可児市花フェスタ記念公園において講演と現地説明会が下記により開催されました。

#### I 講演：「テーマ；生分解性プラスチックについて」

- ①試験研究機関の立場から  
岐阜県花き総合指導センター  
技術主査 井戸 誠二 氏
- ②製造業者の立場から  
ダイトーエムイー(株)システム事業部  
部長 日比野 猛 氏
- ③使用者（農業生産者）の立場から  
岐阜県加子母村  
トマト生産者 熊崎 勝彦 氏

#### 財地球環境村ぎふ第6回理事会開催

平成16年3月26日岐阜市内ホテルグランヴェール岐山において次の議題について審議されいづれも可決承認されました。当協会から、中本理事長、吉田専務理事が出席しました。

- ①平成15年度一般会計収支補正予算について

- ②平成16年度一般会計事業計画について
- ③平成16年度一般会計収支予算について
- ④平成16年度産業廃棄物対策基金特別会計事業計画について
- ⑤平成16年度産業廃棄物対策基金特別会計収支予算について
- ⑥財団法人地球環境村ぎふ文書規程の一部改正について
- ⑦財団法人地球環境村ぎふ事務局組織規程の一部改正について
- ⑧財団法人地球環境村ぎふ事務決裁規程の一部改正について
- ⑨財団法人地球環境村ぎふ情報公開規程の一部改正について
- ⑩財団法人地球環境村ぎふ特例職員の給与等の取扱要綱の一部改正について
- ⑪財団法人地球環境村ぎふ常勤役員就業規程の一部改正について
- ⑫財団法人地球環境村ぎふ役員の選任について
- ⑬財団法人地球環境村ぎふ産業廃棄物対策基金運営会議委員の承認について

#### 平成15年度1月～3月までの産業廃棄物処理関係各種講習会開催結果報告

標記講習会が岐阜県県民ふれあい会館において開催されました。開催状況は次表の通りです。

#### ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
3月2日	120	127	4	123

#### ・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・収集運搬）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
3月3日～4日	120	115	4	111

## 新規加入会員の紹介

平成15年度第6回理事会を平成16年2月18日開催し次のとおり新規会員が承認されました。

### 【正会員】

会 員 名 住 所	代 表 者 名 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
株式会社アイユー 〒509-0312 加茂郡川辺町中野8-101	代表取締役 所 建 拓 ☎0574-53-5671	収集運搬業	
有限会社國本起業 〒505-0124 可児郡御嵩町比衣442-1	代表取締役 國 本 吉 男 ☎0574-67-5808	収集運搬業 中間処理業	
有限会社ミウラ 〒395-0244 長野県飯田市山本6726-64	代表取締役 三 浦 博 ☎0265-25-0535	収集運搬業	

### 【賛助会員】

会 員 名 住 所	代 表 者 名 電 話 番 号	団 体 構 成 員 数	備 考
有限会社一成 〒503-2262 大垣市青木町142	代表取締役 小 浦 重 成 ☎0584-71-4430	/	

### 参 考 会 員 の 移 動 状 況

会員区分	12月5日現在	入 会 数	退 会 数	2月18日現在	増 減
正 会 員	367	3	4	366	△1
賛助会員	117	1	1	117	0
特別会員	2	-	-	2	-
合 計	486	4	5	485	△1

### ＝お詫びと訂正＝

前会報（第57号）でお知らせしました、当協会の役員（理事）の三浦 茂 氏の死亡年月日を平成15年12月4日となっておりましたが、正しくは12月14日の誤りでしたのでお詫びして訂正させていただきます。

# お 知 ら せ

## 平成16年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する 講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程

平成16年度の産業廃棄物処理業新規・更新講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の近  
県開催日程を下記の通りお知らせします。

(注) 平成16年度より更新処分課程の受講対象者は新規処分課程同様、処分課程若しくは処分  
課程・収集運搬課程の両過程受講希望者です。

### 講習会申込手続き（岐阜の場合）

- ・受講希望者はあらかじめ当協会に電話で問い合わせ、受講予約して下さい。
- ・受講希望者が定員に達したときは、受付を停止します。
- ・受講申込書（受講の手引き）は当協会又は岐阜県各地域振興局（事務所）環境課（岐阜市の場  
合は岐阜市環境指導室）で入手して下さい。

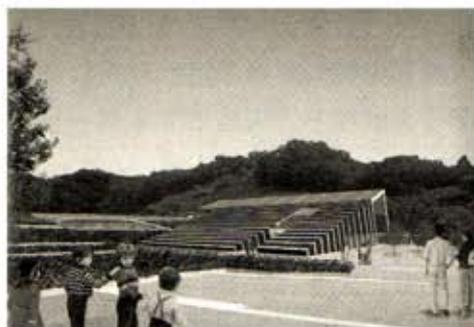
県名	新 規				更 新		特 責
	産 廃 収 運	産 廃 処 分	特管産廃収運	特管産廃処分	収 運	処 分	
岐 阜	9/2～9/3 17年 2/22～2/23				7/7 11/26		7/6 11/25
静 岡	5/12～5/13 10/26～10/27 17年 1/18～1/19				10/28	12/14～12/15	5/14 9/22 17年 1/20
愛 知	5/20～5/21 10/21～10/22 12/2～12/3 17年 1/13～1/14	9/13～9/16	7/14～7/16	6/21～6/26	9/22 11/17	8/23～8/24	7/23 9/21 11/16 12/1
三 重	6/1～6/2	10/5～10/8			12/7	7/27～7/28	6/3 12/8

## 2005年春、『花フェスタ2005ぎふ』開催

2005年（平成17年）3月1日から6月12日までの104日間、可児市の花フェスタ記念公園で花の大イベント「花フェスタ2005ぎふ」が開催されます。

### ◆世界一のバラ園

見所の最初はなんといっても「世界一のバラ園」。「皇室のバラ園」や「青いバラの庭園」など個性豊かなテーマのバラ園がオープン。バラのもつさまざまな魅力が楽しめます。会場全体に7,000品種ものバラが咲き誇り、まさに世界一のバラ園です。



### ◆花のミュージアム

花・園芸文化の情報発信拠点「花のミュージアム」がオープンします。大型映像、花に関連する文化、芸術などのさまざまな展示イベントが開催されます。



### ◆花の競演

会場には、色とりどりの花が満載です。3月のテーマは、「早春の妖精たち」。早春のバラや、パンジー・チューリップなど早春の花で会場は埋め尽くされます。また、会場で初公開となる新品種の花の展示なども行われます。4～5月のテーマは、「春爛漫のお花畑」。本格的な春の到来で、会場は、鮮やかなポピーなど花々でいっぱいです。5月後半からは、「華麗なるバラの競演」。世界一の品種数を誇るバラをお楽しみ下さい。

### ◆前売り入場券販売開始

前売り入場券は、開幕1年前となる3月1日より発売開始します。入場券には、素敵な賞品が当たる「お楽しみ抽選券」などの「5つのお楽しみ」や県内百箇所以上の施設での優待など特典満載です。前売り入場券は、旅行代理店、プレイガイド、コンビニエンスストアなどでお買い求めいただけます。

区 分	普通入場券	全期間入場券
大 人	800円（当日1,000円）	3,000円
高校生・シルバー	500円（当日 700円）	2,000円
小・中学生	300円（当日 500円）	1,500円

### 〈花フェスタ2005ぎふに関するお問い合わせ先〉

花フェスタ2005ぎふ実行委員会事務局

電話：058-272-1111（内線3628） ファックス：058-268-8212

E-mail：hf2005@govt2.pref.gifu.jp ホームページ：http://www.hana2005.jp/

## 環境バイオゾーン・屋外展示場を新設

### びわ湖環境ビジネスメッセ2004出展のご案内

滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会では、産学官が協同して、環境への負荷を低減し、環境保全に貢献する「環境ビジネス」を積極的に振興するため、98年から毎年環境産業見本市「滋賀環境ビジネスメッセ」を開催しています。2003年は、226企業・団体の出展があり、来場者は37,857人、見込みのある商談は2,363件、契約成立または確実商談は397件という成果をあげています。

2004年は、環境産業に関連の深いバイオ関係の出展を集めた環境バイオゾーンと、実演や屋内では展示が困難な出展物を効果的にPRできる屋外展示場を設けるなど、内容の充実を図っていきます。

環境ビジネスに取り組んでおられる皆様、この機会を逃さず、ぜひご出展下さい。

- 開催日時 2004年10月20日(水)～22日(金)  
10：00～17：00（最終日は16：00まで）
- 会場 滋賀県立長浜ドーム（長浜市田村町1320）
- 出展料 屋内展示場  
標準小間（9㎡） 200,000円  
特設小間（4㎡） 100,000円（ベンチャーゾーン専用）  
スペース渡し（36㎡） 400,000円  
屋外展示場  
屋外スペース（15㎡） 75,000円（屋内同時出展なら 60,000円）
- 申込締切日 2004年5月31日(月)  
※申込小間が予定数に達し次第締切られますので、早めにお申し込み下さい。
- ホームページ 出展に関する詳細は、次のアドレスをご覧ください。  
<http://www.pref.shiga.jp/event/messe/>
- お問合せ先 滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会事務局  
社団法人滋賀経済産業協会 担当：小林  
TEL：077-526-3575 FAX：077-526-3577  
滋賀県商工観光労働部新産業振興課 担当：大崎、土田  
TEL：077-528-3793 FAX：077-528-4876

## 岐阜県人事異動（関係分）

岐阜県は4月1日付で定期人事異動を発表しましたので関係分についてお知らせします。

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
環 境 局 長	猿 渡 要 司	知 事 公 室 参 事 兼 秘 書 課 長	成 原 嘉 彦	飛 騨 地 域 振 興 局 長・ 知 事 代 理

### ◇環境政策室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
部 課 長 兼 室 長	高 橋 一 吉	農 林 商 工 部 課 長 兼 産 業 経 済 室 長	平 野 芳 彦	教 育 委 員 会 図 書 館 副 館 長 兼 情 報 工 房 長・世 界 分 布 図 セ ン タ ー 室 長
管 理 監 (兼 循 環 社 会 推 進 室)	志 村 喜 一	飛 騨 県 税 事 務 所 納 税 管 理 課 長	佐 伯 守	中 濃 地 域 農 林 商 工 事 務 所 郡 上 セ ン タ ー 所 長

### ◇大気環境室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
参 事 兼 室 長	松 井 康 雄	—	—	—
課 長 補 佐	平 田 邦 保	農 林 水 産 局 管 理 室 課 長 補 佐	古 田 常 道	岐 阜 地 域 振 興 局 環 境 課 長

### ◇水環境室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
部 課 長 兼 室 長	児 玉 文 夫	水 環 境 室 長	—	—

### ◇廃棄物対策室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
室 長	宗 宮 康 浩	税 務 課 納 税 指 導 企 画 監	松 村 昌 明	議 会 事 務 局 総 務 課 参 事 兼 課 長
課 長 補 佐	朝 原 修 一	管 理 室 (新 産 業 労 働) 管 理 G 課 長 補 佐	脇 田 辰 男	情 報 シ ス テ ム 課 総 務 事 務 推 進 室 長・人 事 給 与 チ ーム リ ー ダ ー

# お 知 ら せ

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
技術課長補佐 (施設整備支援G)	馬淵 保	岐阜地域振興局 企画調整担当 技術主査	松波説夫	(財)地球環境村ぎふ 岐阜市 駐在
技術課長補佐 (産業廃棄物G)	沢田智通	岐阜地域保健所 本巣山県センター	古川雅宏	飛騨地域振興局 技術課長補佐
技 術 主 査 (廃棄物総合対策G)	伊藤修宏	建設政策課建設研究センター 派遣 技 術 主 査	米本尚満	西濃地域農山村整備事務所 技 術 主 査
主 査 (施設整備支援G)	早川 裕	中濃地域振興局・武儀事務所 地域振興担当 主査	藤井清幸	防 災 政 策 室 主 査
主 査 (廃棄物総合対策G)	前畑正雄	主 任 (廃棄物総合対策G)	—————	—————
主 事 (地球環境村G)	渡邊幸靖	飛騨地域益田福祉事務所 福 祉 担 当	伊東邦昭	大 阪 府 派 遣 大 主 任
主 任 技 師 (産業廃棄物G)	西谷太史	岐阜建設事務所 交通安全防災係 主任技師	高木庸光	恵那建設事務所 主 任 技 師

## ◇(財)地球環境村ぎふ

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
理 事 長	種田昌史	岐阜県道路公社 理 事 長 (O B)	福山益生	退 職
副 理 事 長	—————	—————	小島俊郎	退 職
専務理事兼 事務局 長	沢村利男	地球環境村ぎふ 事 務 局 長	専務理事 大野勝弘	退 職
企 画 建 設 部 長	大西美重子	西濃地域揖斐センター 所 長	—————	—————
経 営 建 設 課 長	—————	—————	阿部 繁	農 林 水 産 政 策 室 課 長 補 佐
企 画 建 設 担 当 課 長	松波説夫	技 術 課 長 補 佐 (施設整備支援G)	—————	新 規
技 術 課 長 補 佐	中村美香	岐 阜 病 院 薬品管理係 主任技師	—————	定 数 増

## 岐阜市人事異動

岐阜市は4月1日付で、定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。新たに環境事業部に産業廃棄物特別対策室を設置しました。

### ◇環境事業部環境指導室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
部 長	一 野 憲 彦	—————	—————	—————
室 長	堀 野 誠 夫	住 宅 課 主 幹	宮 川 森 男	産 業 廃 棄 物 特 別 対 策 室 長
主 幹	名 和 利 夫	環 境 指 導 室 副 主 幹	—————	—————
—————	—————	—————	河 合 隆 男	上 下 水 道 事 業 部 水 質 管 理 課 主 査
主 査	高 井 良 博	み ど り 自 然 室 主 査	服 部 哲 夫	産 業 廃 棄 物 特 別 対 策 室 副 主 査
副 主 査	野 原 嘉 朗	指 導 監 査 室 副 主 査	板 津 寿 之	産 業 廃 棄 物 特 別 対 策 室 副 主 査
主 任	池 戸 弘 一	介 護 保 健 室 主 任	彦 坂 憲 一	産 業 廃 棄 物 特 別 対 策 室 主 事
主 任	篠 田 桂 一	保 健 所 食 品 保 健 室 主 任	—————	—————

### ◇環境事業部産業廃棄物特別対策室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
室 長	宮 川 森 男	環 境 指 導 室 長		
主 幹	杉 山 哲	水 質 管 理 室 主 幹		
人・自然共生部水自然室兼 産業廃棄物特別対策室主幹	篠 田 健	水 自 然 室 主 幹		
人・自然共生部大気自然室兼 産業廃棄物特別対策室主幹	澤 田 忠 政	大 気 自 然 室 副 主 幹		
衛生試験所理化学室兼 産業廃棄物特別対策室副主幹	山 内 美 春	水 質 管 理 室 副 主 幹		
人・自然共生部水自然室兼 産業廃棄物特別対策室主査	南 村 繁 樹	水 自 然 室 主 査		
主 査	福 井 悦 男	衛 生 試 験 所 理 化 学 室 主 査		
主 査	宮 居 仁 志	保 健 所 食 品 保 健 室 副 主 査		
主 査	服 部 哲 夫	環 境 指 導 室 副 主 査		
主 査	板 津 寿 之	環 境 指 導 室 副 主 査		
主 事	彦 坂 憲 一	環 境 指 導 室 主 事		

## 協会作成図書等のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。(持ちの量に限りがありますので無くなりましたときにはご容赦下さい。)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集 (2004年度版) 1冊 2,500円(送料別)
2. 岐阜県・岐阜市産業廃棄物関係規程集 (追録版) 1セット 200円(送料別)
3. 産業廃棄物処理施設一覧 (地域別) 1冊 500円(送料別)
4. マニフェストシステムがよくわかる本 <16年度版> (全国産業廃棄物連合会発行)  
1部 110円(送料別)

---

### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 加藤 宏 川合 清和 中尾 勝  
野々村 清 山口 繁

---

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

平成16年4月15日発行

第58号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本 貞実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番地12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は  
私たちの使命です

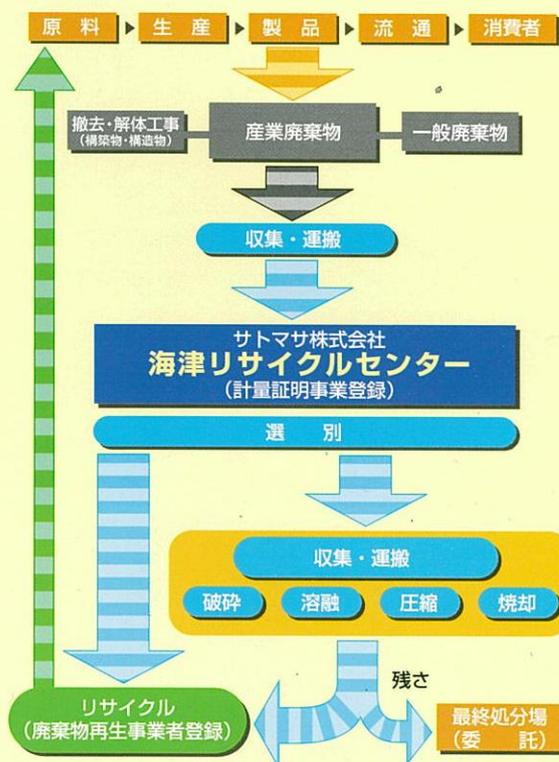


# サトマサ株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得しております。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



## 〈加盟団体〉

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県産業廃棄物処理協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県産業廃棄物処理業暴力対策協議会
- 愛知県地域環境創造協会

本社 〒498-0045  
愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

海津リサイクルセンター 〒503-0643  
岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : [info@satomasa.co.jp](mailto:info@satomasa.co.jp)



社団法人 岐阜県産業環境保全協会